第12次春日部市交通安全計画

【案】

～交通事故ゼロの「安心・安全　春日部」を目指して～

（令和９年度～令和13年度）

令和　　年　　月

春　日　部　市

目　次

第１章　本計画の概要
　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　本市の交通事故情勢
　１　春日部市の交通事故情勢の推移・・・・・・・・・・・・４
　２　春日部市の人身事故の傾向・・・・・・・・・・・・・・７
　３　春日部市における自転車の人身事故の傾向・・・・11

第３章　市民意識調査等について
　１　市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　２　こども・若者への意見聴取・・・・・・・・・・・・・14

第４章　第 11 次春日部市交通安全計画に基づく取組結果
　１　取組と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　２　取組結果に対する考察・・・・・・・・・・・・・・・25

第５章　長期的な目標・これからの取組
　１　長期的な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　２　総合的な施策の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・26
　３　施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
　４　推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

参考資料編
　参考資料１　策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・51
　参考資料２　交通安全対策会議条例・・・・・・・・・・52
　参考資料３　交通安全対策会議会議運営要領・・・・・54
　参考資料４　交通安全対策会議委員・・・・・・・・・・56
　参考資料５　交通安全計画検討委員会要綱・・・・・・57
　参考資料６　交通安全計画検討委員会委員・・・・・・59
　参考資料７　策定スケジュール・・・・・・・・・・・・60

第１章　本計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「交通安全対策基本法」、国の「交通安全基本計画」及び埼玉県の「交通安全計画」に基づき、「春日部市交通安全計画」を策定し、各関係機関及び団体の協力のもと各種安全対策を積極的に推進してきました。

このような状況の中、「第 11 次春日部市交通安全計画」の計画期間が満了し、市町村の指針となる「第 12 次埼玉県交通安全計画」が策定されたことから、陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な施策の大綱及び必要な事項を定めた、新たな「第 12 次春日部市交通安全計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、交通事故のない安心安全に暮らせるまちづくりを推進するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、「交通安全対策基本法」、「第 12 次交通安全基本計画」、「第 12 次埼玉県交通安全計画」、「第２次春日部市総合振興計画」及び交通安全情勢や市民意識調査等を踏まえて計画を策定するものです。

交通安全対策基本法（国）

第12次交通安全基本計画（国）

↓

第12次埼玉県交通安全計画（県）

埼玉県交通安全対策会議
交通安全対策基本法第16条

↓

第2次春日部市総合振興計画（市）

●まちの将来像
「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」
基本目標４
・恵まれた自然の中で安心安全に暮らせるまち
政策４－３
・犯罪や事故のない安全に暮らせるまちをつくる
施策４－３－２
・交通安全対策の推進
施策の目的
・だれもが交通事故減少に取り組むこと。
施策における取組
（１）交通安全教育の推進
（２）交通安全意識の啓発
（３）道路整備を補完する交通安全施設の整備

↓

第12次春日部市交通安全計画（市）

春日部市交通安全対策会議
春日部市交通安全対策会議条例

3　計画の期間

本計画については５年間（令和９年度～令和 13 年度）を計画期間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化等により計画を取り巻く環境が大幅に変化した場合は、必要に応じて見直しを実施します。

	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度	令和１４年度
第２次春日部市総合振興計画（市）	後期基本計画						
第３次春日部市総合振興計画（市）			前期基本計画				
第12次埼玉県交通安全計画（県）	現計画						
第12次春日部市交通安全計画（市）		第12次計画(本計画)					

4　計画の目標

令和６年度に実施した市民意識調査では、市の施策のうち「交通安全対策の推進」が満足度ランキングで第５位、重要度ランキングで第 11 位となっており、10、20 年後の春日部市については、「交通事故のない安全に暮らせるまち」であってほしいとの声が寄せられています。

近年の交通情勢等は、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されていることから、自転車の安全利用を推進する環境の整備が必要となっています。

また、令和８年９月から生活道路における法定速度が６０kmから３０kmに引き下げられ、交通情勢は日々変化しています。

本計画では、以上の状況を踏まえた内容とし、安心で安全な住みよい「交通事故のない春日部市」の実現を目指します。



※関係機関

・国、県、警察署

・市内の交通安全団体、ボランティア団体

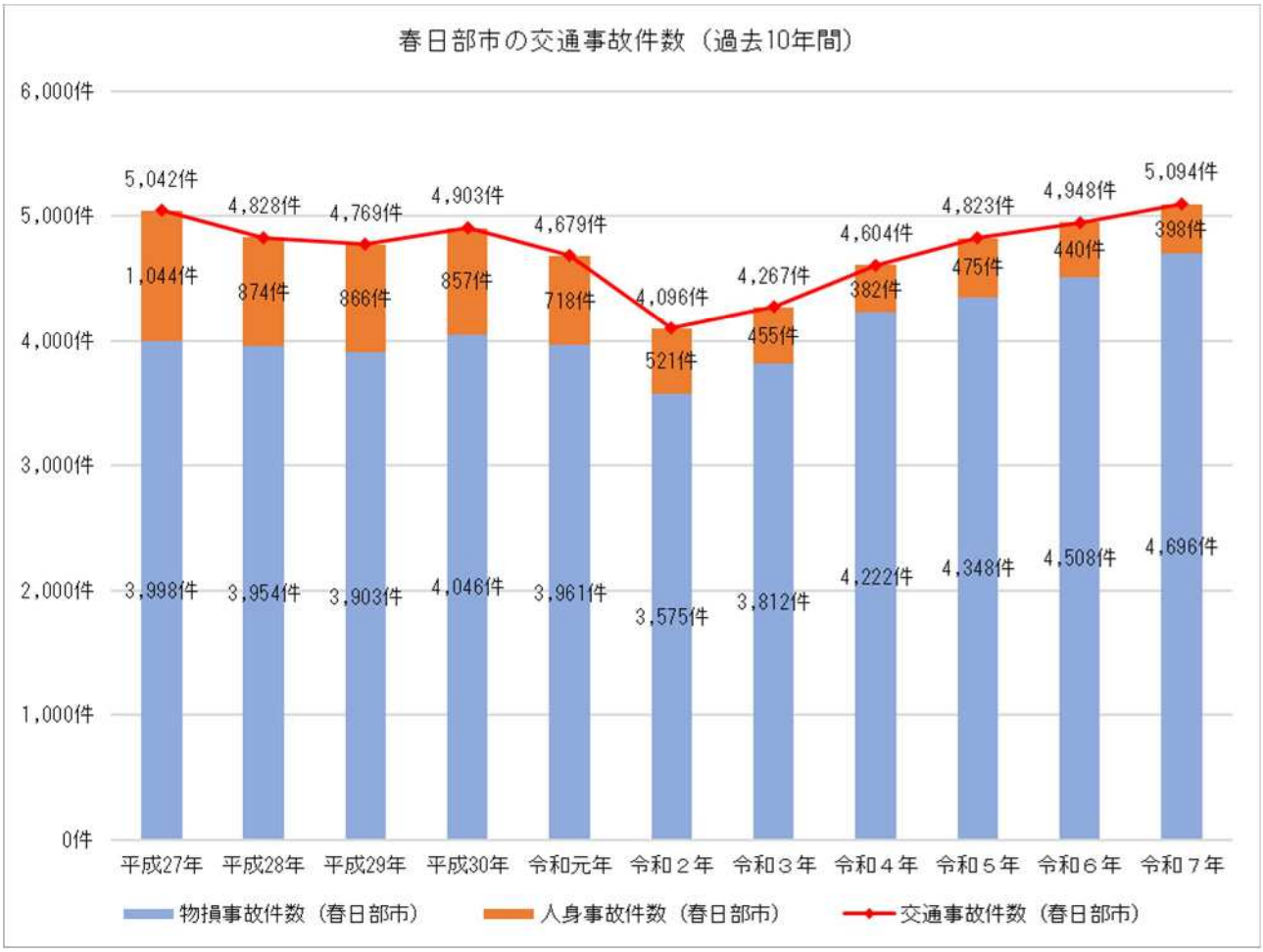
第２章　春日部市の交通事故情勢

１　春日部市の交通事故の推移

（１）春日部市の交通事故件数

直近 10 年間の春日部市の交通事故件数は、平成 27 年の 5,042 件を起点に増減を繰り返しながらも、令和２年には 4,096 件まで減少しました。しかし、令和３年以降は増加傾向に転じ、令和７年には 5,094 件となり、平成 27 年と同水準の件数に戻りました。

交通事故件数の内訳を見ると、物損事故が大部分を占めています。平成 27 年には交通事故の約 79.3%が物損事故でしたが、令和７年にはその割合が約 92.2%まで上昇しました。

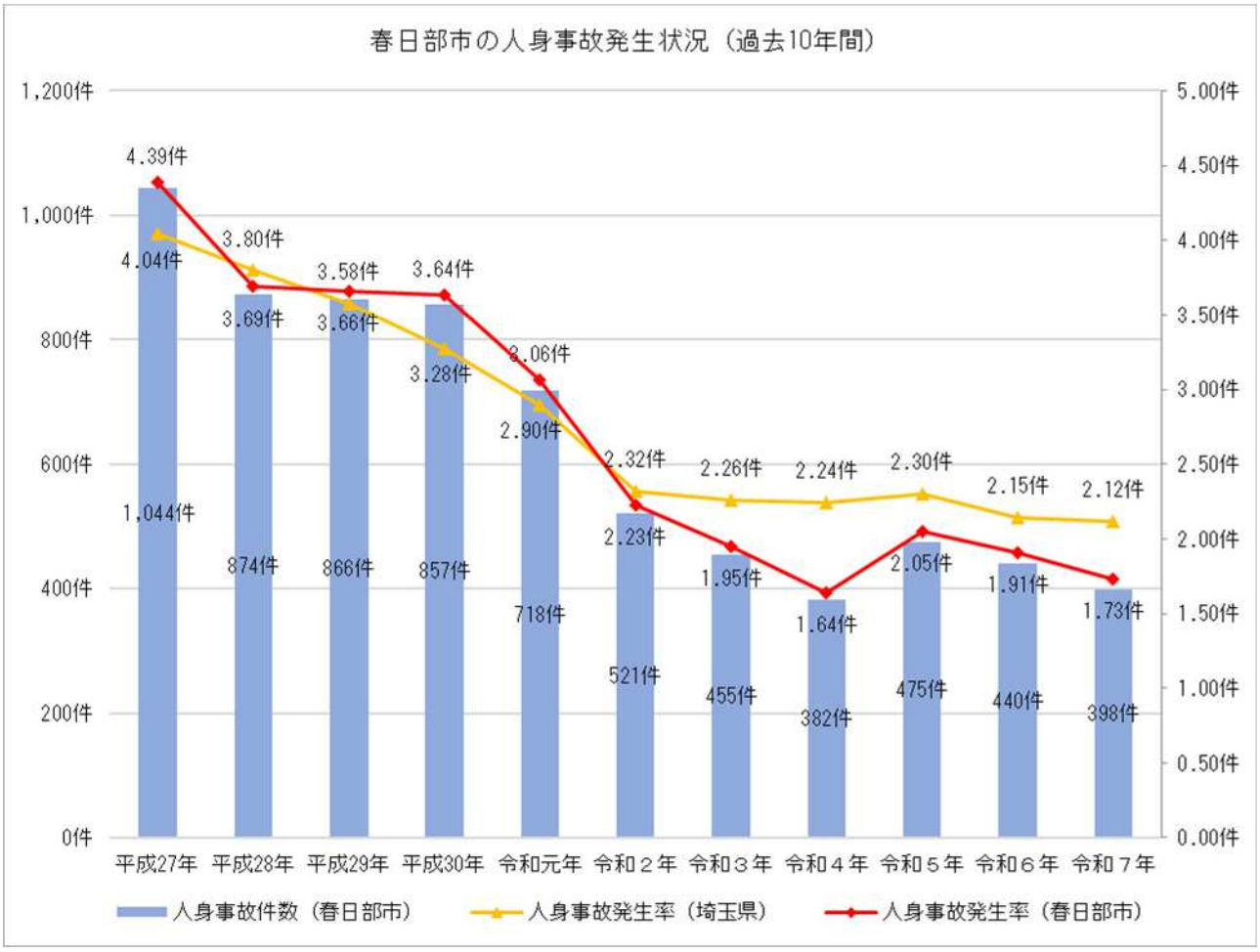


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
交通事故件数	5,042件	4,828件	4,769件	4,903件	4,679件	4,096件	4,267件	4,604件	4,823件	4,948件	5,094件
人身事故件数	1,044件	874件	866件	857件	718件	521件	455件	382件	475件	440件	398件
物損事故件数	3,998件	3,954件	3,903件	4,046件	3,961件	3,575件	3,812件	4,222件	4,348件	4,508件	4,696件

（２）春日部市の人身事故発生状況

直近 10 年間の春日部市における人身事故件数は、平成 27 年の 1,044 件をピークに増減を繰り返しながら、令和４年には 382 件まで減少しました。令和５年には一時的に増加しましたが、令和６年以降は再び減少傾向に転じ、令和７年には 398 件となり、最も少なかった令和４年とほぼ同水準の件数となりました。

また、春日部市内の人身事故発生率については、平成 27 年に埼玉県平均の約 4.04 件を上回る約 4.39 件でしたが、令和２年以降は県平均を下回る状況が続き、令和７年には約 1.73 件となり、埼玉県平均の約 2.12 件を下回る結果となりました。



各年１月１日現在

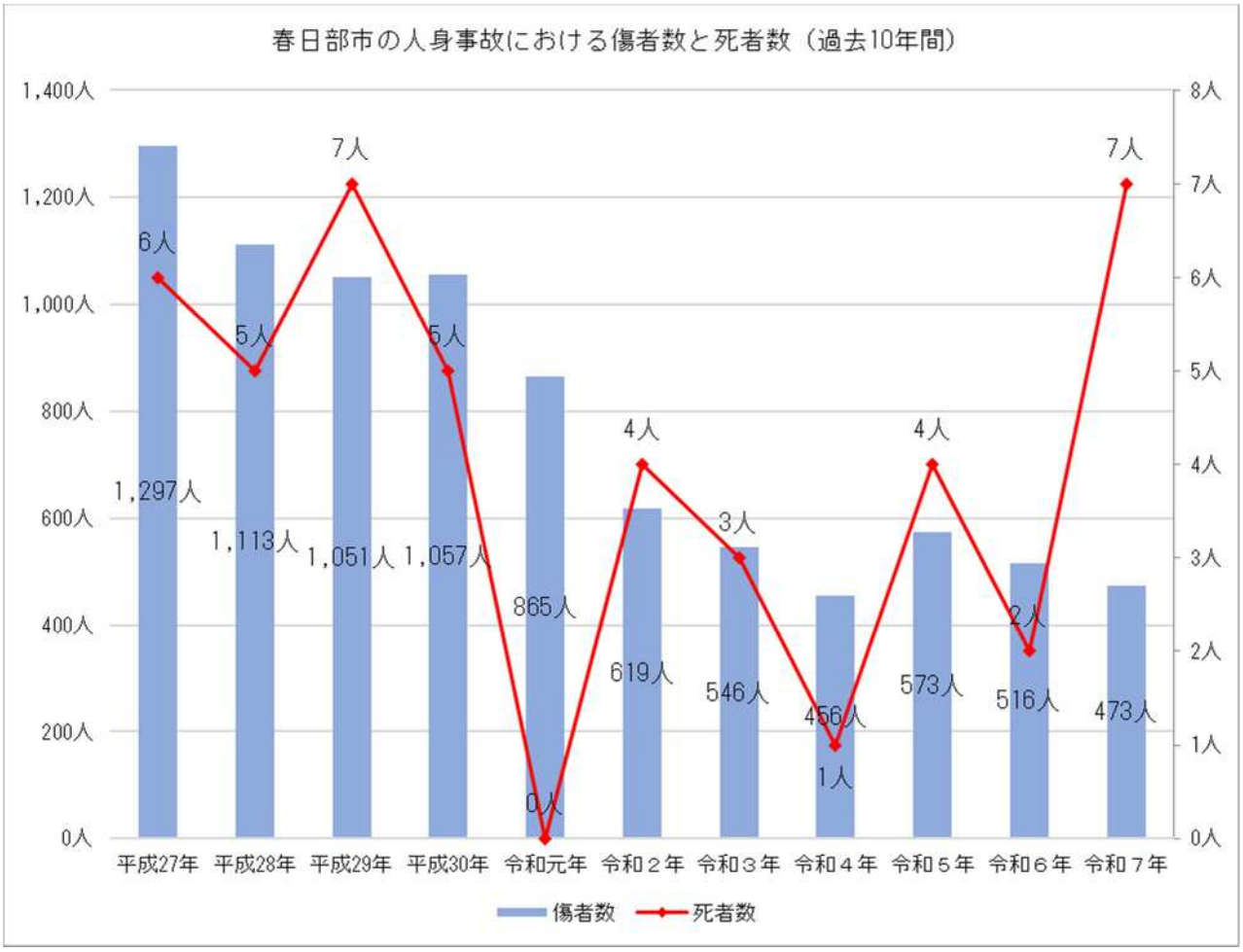
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
人身事故件数（春日部市）	1,044件	874件	866件	857件	718件	521件	455件	382件	475件	440件	398件
人口（春日部市）	237,723人	236,975人	236,466人	235,716人	234,598人	234,137人	233,391人	232,864人	231,726人	230,687人	229,656人
人身事故発生率（春日部市）	4.39件	3.69件	3.66件	3.64件	3.06件	2.23件	1.95件	1.64件	2.05件	1.91件	1.73件
人身事故件数（埼玉県）	29,528件	27,816件	26,276件	24,123件	21,359件	17,115件	16,707件	16,576件	17,002件	15,831件	15,619件
人口（埼玉県）	7,304,817人	7,323,360人	7,343,733人	7,362,941人	7,377,199人	7,389,961人	7,393,780人	7,385,819人	7,381,007人	7,378,619人	7,374,298人
人身事故発生率（埼玉県）	4.04件	3.80件	3.58件	3.28件	2.90件	2.32件	2.26件	2.24件	2.30件	2.15件	2.12件

出典元：「町（丁）字別人口調査」

（３）春日部市の人身事故における傷者数と死者数

直近 10 年間の春日部市における人身事故の傷者数は、平成 27 年の 1,297 人をピークに多少の増減を繰り返しながら、令和７年には 473 人となり、最も少なかった令和４年とほぼ同水準の人数となりました。

また、人身事故による死者数は、令和元年に０人を記録したものの、それ以外の年は死者が発生しています。特に令和７年は近年で最も多い７人の死者数となりました。

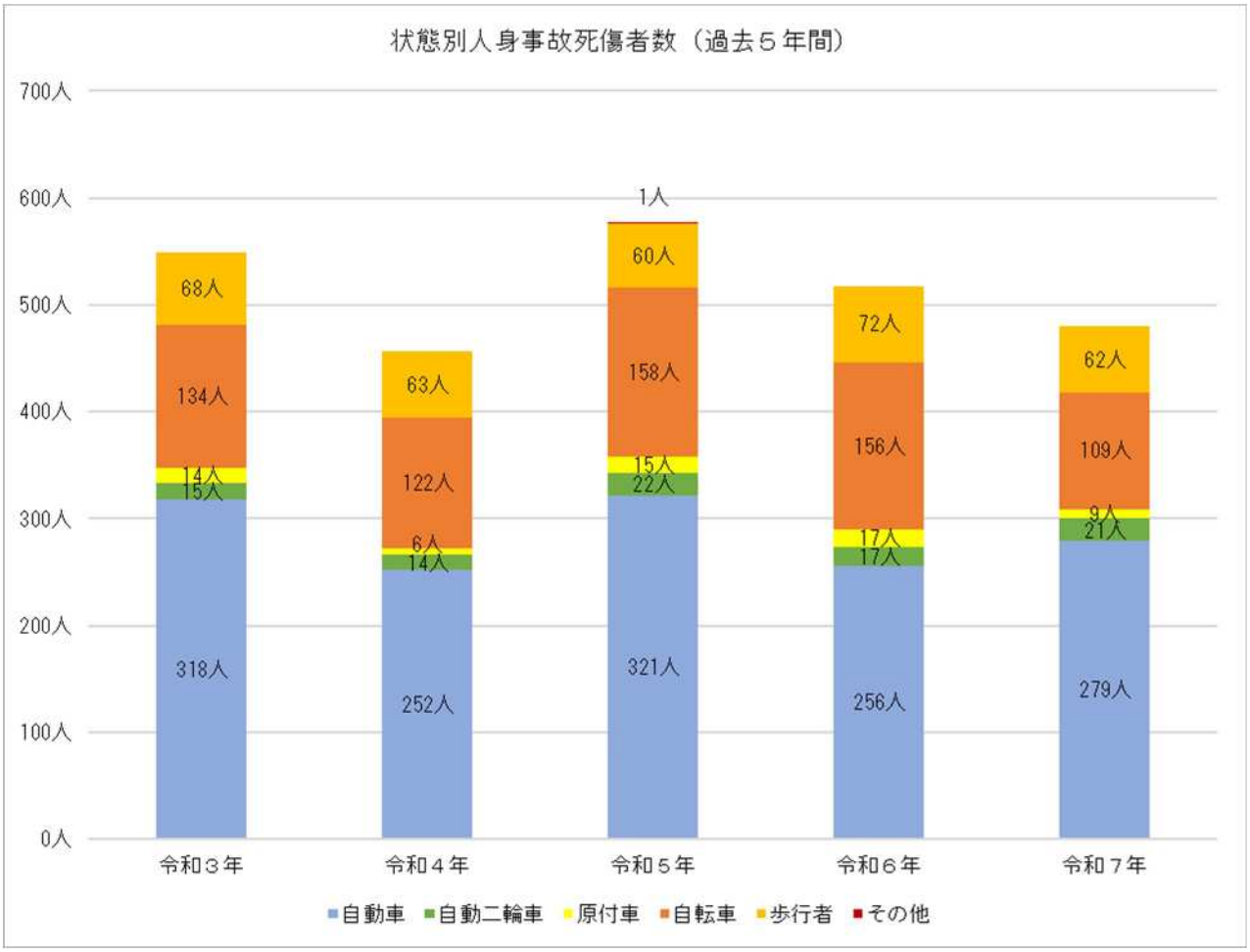


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死者数	6人	5人	7人	5人	0人	4人	3人	1人	4人	2人	7人
傷者数	1,297人	1,113人	1,051人	1,057人	865人	619人	546人	456人	573人	516人	473人

2　春日部市の人身事故の傾向

（１）状態別人身事故死傷者数

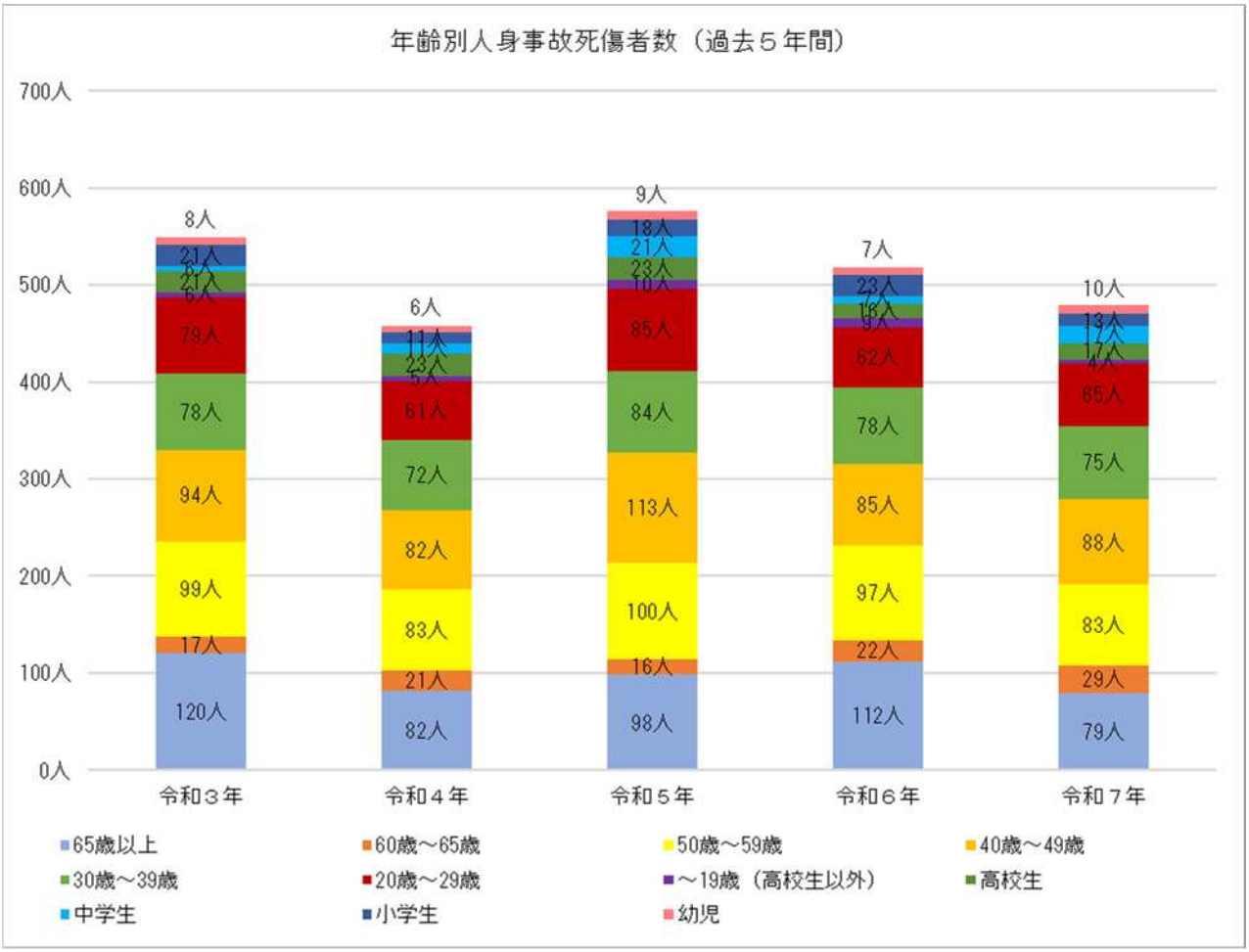
直近５年間の春日部市における状態別の人身事故死傷者数では、自動車乗車中、自転車乗車中、歩行中の交通事故が上位３位を占めています。令和７年には、自動車乗車中の事故で 279 人（約 58.1%）、自転車乗車中の事故で 109 人（約 22.7%）、歩行中の事故で 62 人（約 12.9%）が死傷しました。



	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
自動車	318人	252人	321人	256人	279人
自動二輪車	15人	14人	22人	17人	21人
原付車	14人	6人	15人	17人	9人
自転車	134人	122人	158人	156人	109人
歩行者	68人	63人	60人	72人	62人
その他	0人	0人	1人	0人	0人

（２）年齢別人身事故死傷者数

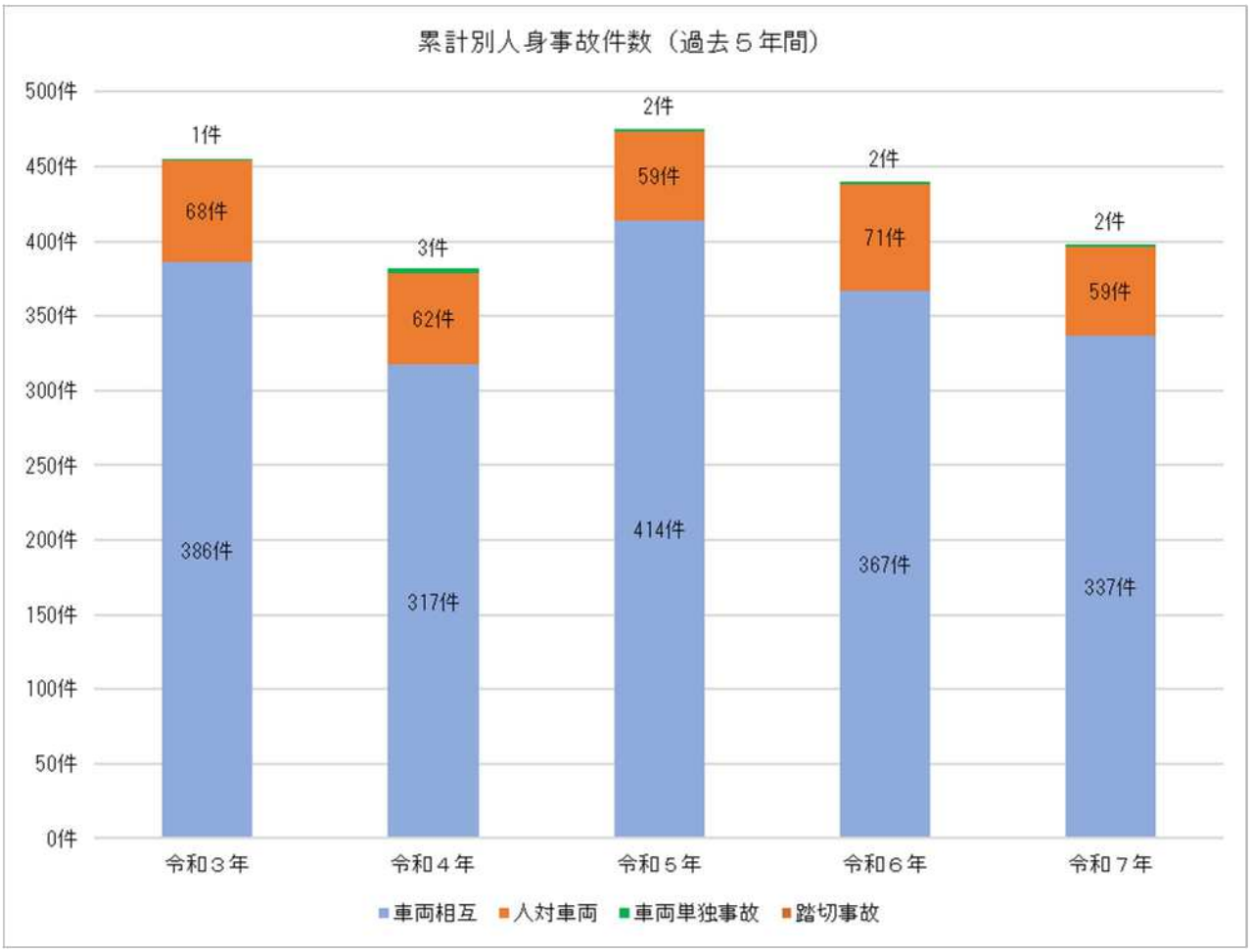
直近５年間の春日部市における年齢別の人身事故死傷者数は、40～49歳、50～59歳、65歳以上が上位３位を占めています。また、20歳を超えると死傷者数が増加する傾向が見られます。



	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
幼児	8人	6人	9人	7人	10人
小学生	21人	11人	18人	23人	13人
中学生	6人	11人	21人	7人	17人
高校生	21人	23人	23人	16人	17人
～19歳（高校生以外）	6人	5人	10人	9人	4人
20歳～29歳	79人	61人	85人	62人	65人
30歳～39歳	78人	72人	84人	78人	75人
40歳～49歳	94人	82人	113人	85人	88人
50歳～59歳	99人	83人	100人	97人	83人
60歳～65歳	17人	21人	16人	22人	29人
65歳以上	120人	82人	98人	112人	79人

（３）累計別人身事故件数

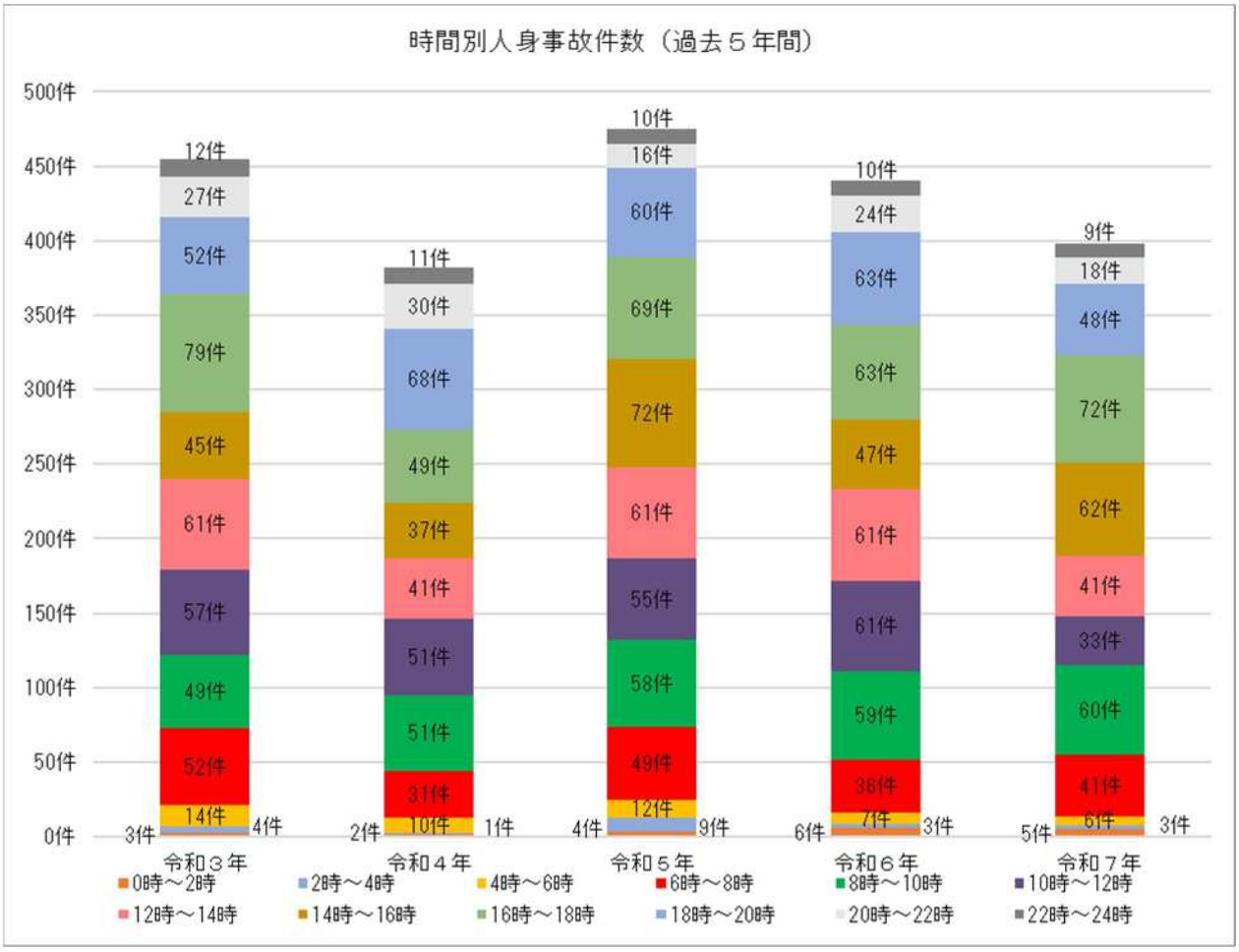
直近５年間の春日部市における累計別人身事故件数は、車両相互による人身事故が大部分を占めています。令和７年には、車両相互による人身事故が 337 件発生し、約 84.7%を占めました。



	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
車両相互	386件	317件	414件	367件	337件
人対車両	68件	62件	59件	71件	59件
車両単独事故	1件	3件	2件	2件	2件
踏切事故	0件	0件	0件	0件	0件

（４）時間別人身事故件数

直近５年間の春日部市における時間別人身事故件数は、人の活動が少ない深夜帯を除き、大きな差は見られませんでしたが、16 時～18 時の時間帯にやや多くなる傾向があります。

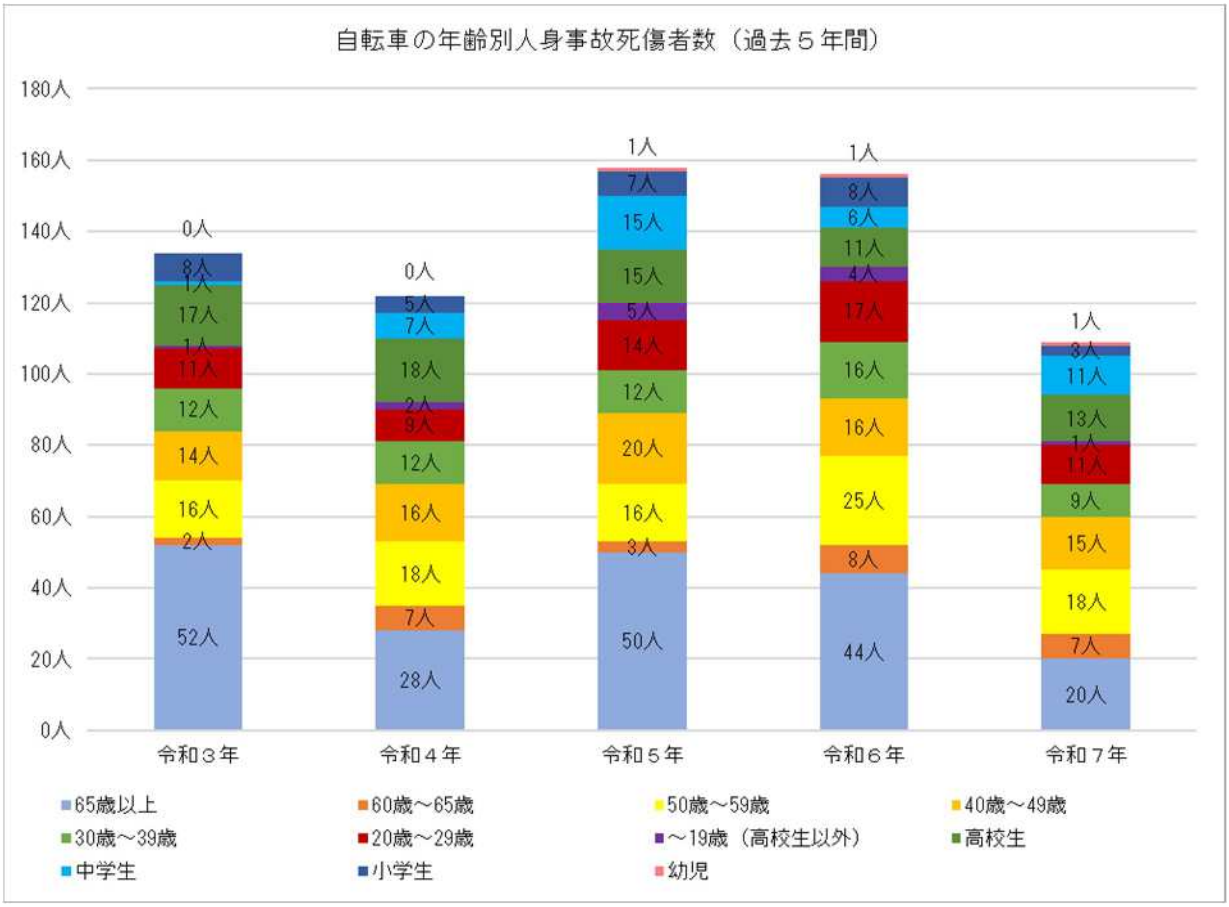


	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
0時～2時	3件	2件	4件	6件	5件
2時～4時	4件	1件	9件	3件	3件
4時～6時	14件	10件	12件	7件	6件
6時～8時	52件	31件	49件	36件	41件
8時～10時	49件	51件	58件	59件	60件
10時～12時	57件	51件	55件	61件	33件
12時～14時	61件	41件	61件	61件	41件
14時～16時	45件	37件	72件	47件	62件
16時～18時	79件	49件	69件	63件	72件
18時～20時	52件	68件	60件	63件	48件
20時～22時	27件	30件	16件	24件	18件
22時～24時	12件	11件	10件	10件	9件

３　春日部市における自転車の人身事故の傾向

（１）自転車の年齢別人身事故死傷者数

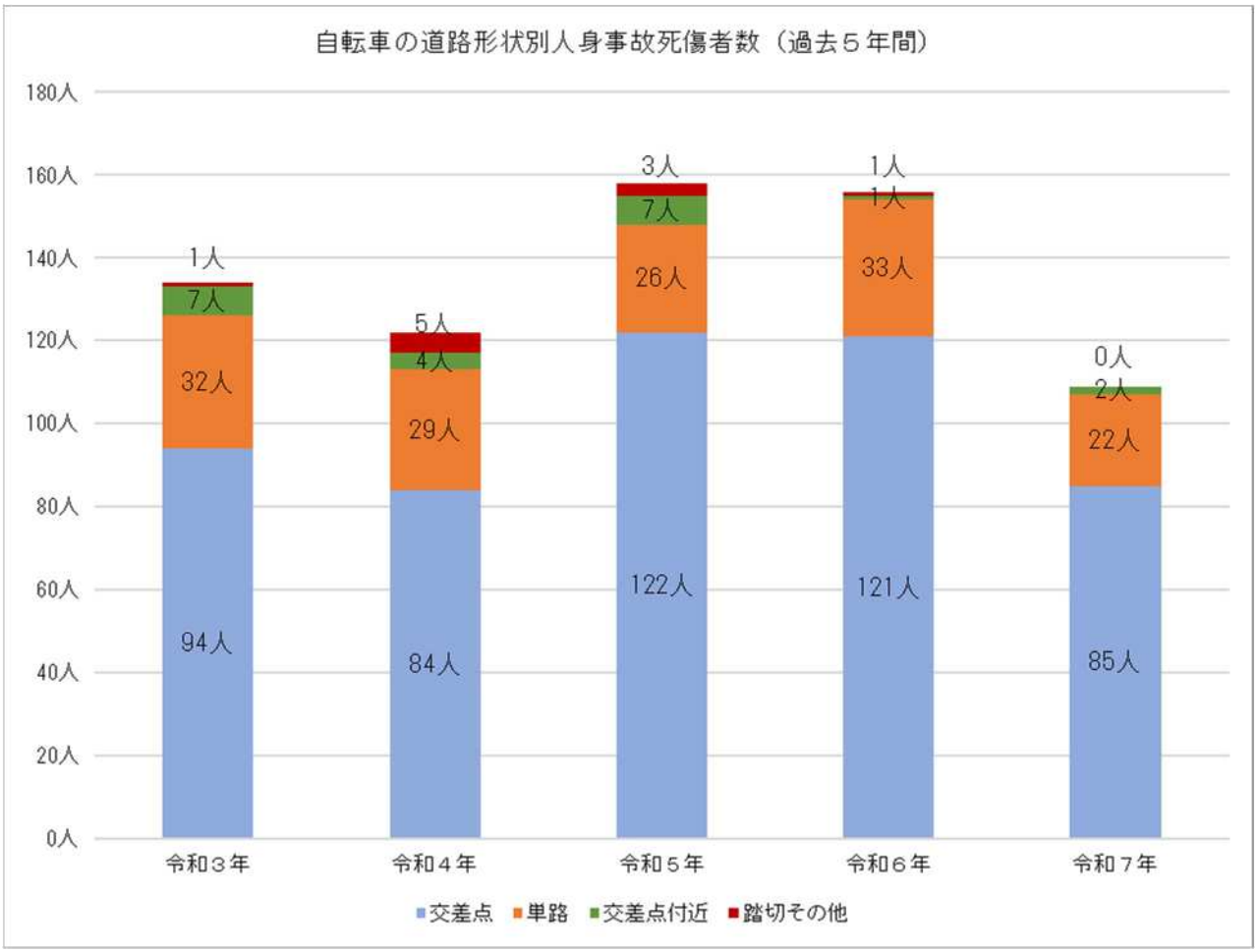
直近５年間の春日部市における自転車の年齢別人身事故死傷者数では、65 歳以上と 50 歳～59 歳が上位１位、２位を占めています。令和７年には、65 歳以上が 20 人（約 18.3%）、50 歳～59 歳が 18 人（約 16.5%）の死傷者数となりました。



	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
幼児	0人	0人	1人	1人	1人
小学生	8人	5人	7人	8人	3人
中学生	1人	7人	15人	6人	11人
高校生	17人	18人	15人	11人	13人
～19歳（高校生以外）	1人	2人	5人	4人	1人
20歳～29歳	11人	9人	14人	17人	11人
30歳～39歳	12人	12人	12人	16人	9人
40歳～49歳	14人	16人	20人	16人	15人
50歳～59歳	16人	18人	16人	25人	18人
60歳～65歳	2人	7人	3人	8人	7人
65歳以上	52人	28人	50人	44人	20人

（２）自転車の道路形状別人身事故死傷者数

直近５年間の春日部市における自転車の道路形状別人身事故死傷者数は、交差点が大部分を占めています。令和７年には、交差点での人身事故により 85 人が死傷し、約 78%を占めました。



	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
交差点	94人	84人	122人	121人	85人
単路	32人	29人	26人	33人	22人
交差点付近	7人	4人	7人	1人	2人
踏切その他	1人	5人	3人	1人	0人

第３章　市民意識調査等について

１　市民意識調査

令和６年８月から９月にかけて第２次春日部市総合振興計画に基づく、総合的で計画的なまちづくりを推進していくにあたり、18 歳以上で市内の居住者 3,000 人を対象に市民意識調査(回答者:1,361 人　回答率:45.4%)を実施しました。

結果報告によると、市の取組全 56 項目のうち、「交通安全対策の推進」の満足度は、高い方から５番目でした。また、重要度は、高い方から 11 番目でした。この結果、「交通安全対策の推進」は、重点維持分野となることがわかります。

満足度ランキング

順位	分野	取組	満足度
1	環境・防災・生活	ごみ減量・リサイクルの推進	20.0%
2	都市基盤	安全で安定した上下水道の充実	16.4%
3	環境・防災・生活	消防・救急・救助体制の充実・強化	16.0%
4	都市基盤	総合的な治水対策の推進	16.0%
5	**環境・防災・生活**	**交通安全対策の推進**	**12.3%**
6	福祉・保健・医療	市立医療センターの基幹機能の充実	12.2%
7	都市基盤	鉄道駅周辺の更新・再生	11.9%
8	環境・防災・生活	環境にやさしい持続可能な取組の推進	11.4%
9	環境・防災・生活	地域の強靭化と防災力の向上	10.7%
10	都市基盤	親しみのある公園の形成と緑化の推進	10.6%

重要度ランキング

順位	分野	取組	重要度
1	都市基盤	鉄道駅周辺の更新・再生	57.0%
2	環境・防災・生活	消防・救急・救助体制の充実・強化	54.8%
3	環境・防災・生活	犯罪抑止のまちづくりの推進	54.6%
4	福祉・保健・医療	市立医療センターの基幹機能の充実	53.7%
5	都市基盤	安全で安定した上下水道の充実	52.6%
6	都市基盤	地域の強靭化と防災力の向上	52.0%
7	子育て・教育	安心して子育てできる切れ目のない支援	51.8%
8	都市基盤	公共交通ネットワークの形成	50.8%
9	都市基盤	総合的な治水対策の推進	50.8%
10	都市基盤	安全で利便性の高い道路網の整備	50.4%
11	**環境・防災・生活**	**交通安全対策の推進**	**50.2%**

出典：令和６年度「市民意識調査　転出者・転入者アンケート【結果報告書】」

また、分野別では、「環境・防災・生活」の満足度は高い方から１番目、重要度は高い方から２番目でした。「環境・防災・生活」には、「犯罪の抑止のまちづくりの推進」、「交通安全対策の推進」及び「消防・救急・救助体制の充実・強化」などの取組が含まれており、交通安全及び防犯等の取組への関心の高さがわかった結果となりました。

分野別満足度平均スコアランキング

順位	分野	平均スコア
1	**環境・防災・生活**	**3.266**
2	福祉・保健・医療	3.189
3	都市基盤	3.172
4	子育て・教育	3.167
5	市民参加・文化・スポーツ	3.130
6	行財政	3.100
7	観光・産業・経済	3.089

分野別重要度平均スコアランキング

順位	分野	平均スコア
1	都市基盤	3.836
2	**環境・防災・生活**	**3.835**
3	子育て・教育	3.822
4	福祉・保健・医療	3.707
5	市民参加・文化・スポーツ	3.130
6	行財政	3.100
7	観光・産業・経済	3.089

出典：令和６年度「市民意識調査　転出者・転入者アンケート【結果報告書】」

２　こども・若者への意見聴取

こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになるため、令和８年８月２７日から令和８年９月１１日までに市内の大学１校、高等学校２校及び中学校２校を対象にアンケート調査を実施しました。

No	学生	回答人数
1	中学生	1,022人
2	高校生	969人
3	大学生	431人

アンケート調査の結果によると、「問２　登下校や普段の外出中に、『危ない』『怖い』と感じることはありますか。」の質問に対しては、「まったくない」「あまりない」と回答した人が 1,744 人で、約 72.0％が危険を感じずに登下校や外出していることがわかりました。

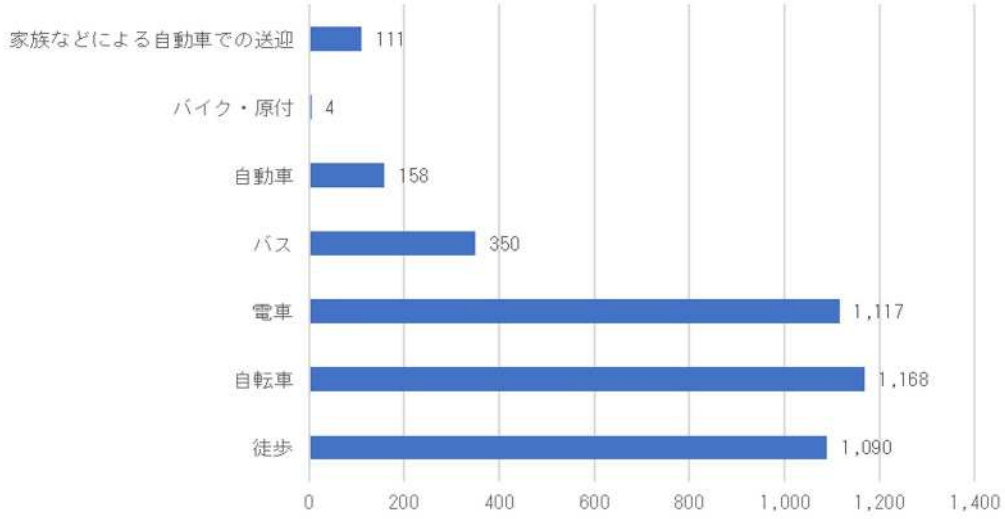
また、「問８　自転車に乗るとき、ヘルメットをかぶっていますか。」の質問では、「まったくかぶっていない」「ほとんどかぶっていない」と回答した人が 2,422 人中 1,399 人で、約 57.8％が交通事故時に頭部を守るヘルメットを着用していないことが示されました。

「問 10　過去１年間に交通事故にあったり、事故になりそうで『危ない！』と思ったことはありますか。」の質問では、「どちらもない」と回答した人が、2,422 人中 1,881 人で、約 77.7％が交通事故に遭ったり、遭いそうになることなく安全に暮らしている結果となりました。

さらに、「問 12　自転車は原則として車道の左側を通ることを知っていますか。」、「問 13　自転車でスマートフォンを操作しながら走る『ながらスマホ』が禁止されていることを知っていますか。」、「問 14　自転車でも飲酒運転が禁止されていることを知っていますか。」および「問 15　『青切符（交通反則通告制度）』が始まったことを知っていますか。」の質問に対しては、「内容まで知っている」「ある程度は知っている」と回答した人が大部分を占めており、これまでの交通安全に関する情報発信に一定の効果があったと推測されます。

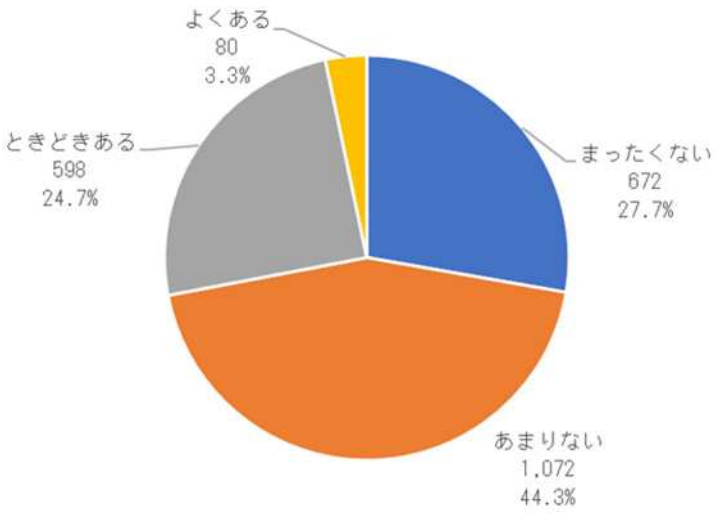
最後に、「問 19　あなたは春日部市が『交通事故が少なく、安全に暮らせる街』だと思いますか。」の質問に対しては、「とてもそう思う」「ある程度そう思う」と回答した人が 2,255 人で、約 93.1％が春日部市を交通安全なまちと認識していることが示されました。

問１　普段、学校へどのような方法で通っていますか。※複数回答あり



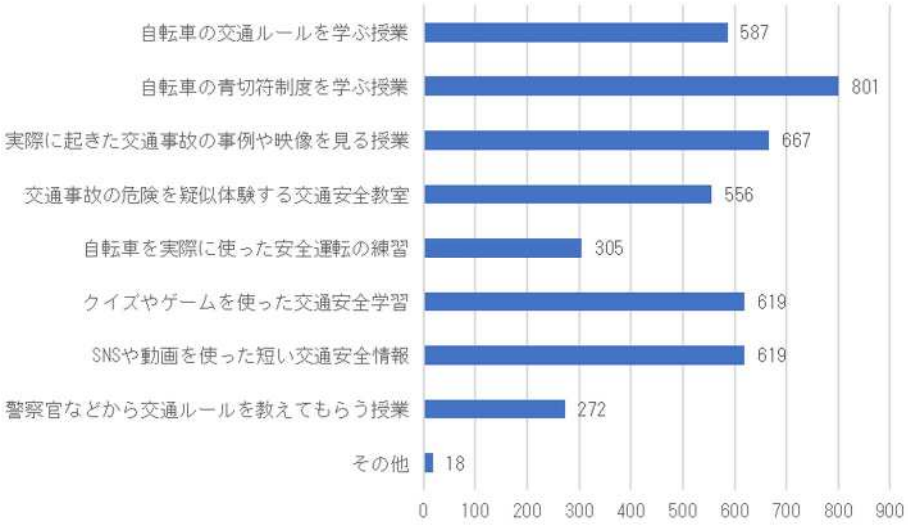
※回答数：2,422 人

問２　登下校や普段の外出中に、「危ない」「怖い」と感じることはありますか。



※回答数：2,422 人

問３　どのようなときに「危ない」「怖い」と感じますか。※複数回答あり

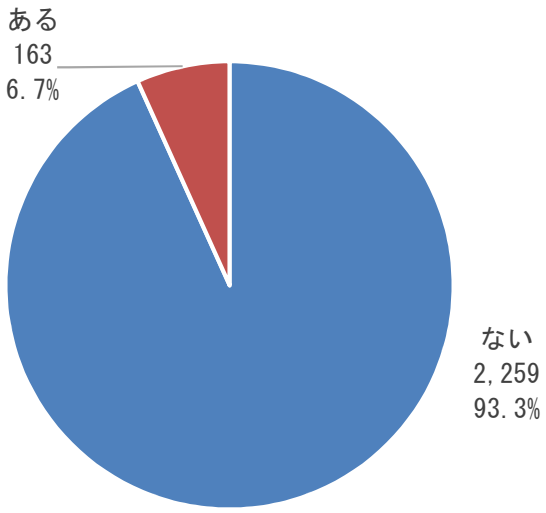


その他の回答（抜粋・原文記載）

No	回答内容
1	側溝の蓋がない時
2	車の運転手が周りを見ていないとき
3	草が生えすぎて道路を塞げている
4	曲がり角にミラーがなく、狭い道で危ない
5	学校前の踏切がわりとタイミングが読めない
6	運転手がウィンカーを出さずに曲がってこようとしてきたとき
7	車通りが多く、信号がない道路の横断
8	自転車などが逆走してくるとき
9	自動車の運転手が譲ってくれているのかわからないとき
10	車が通るとき避ける幅がなくて危ない

※回答数：678 人

問４　春日部市内で「危ない」、「もっと安全にしてほしい」と思う道路や交差点などがあれば教えてください。



※回答数：2,422 人

問５　「場所」はどこですか。また、どのようなところが「危ない」、「もっと安全にしてほしい」と思いますか。

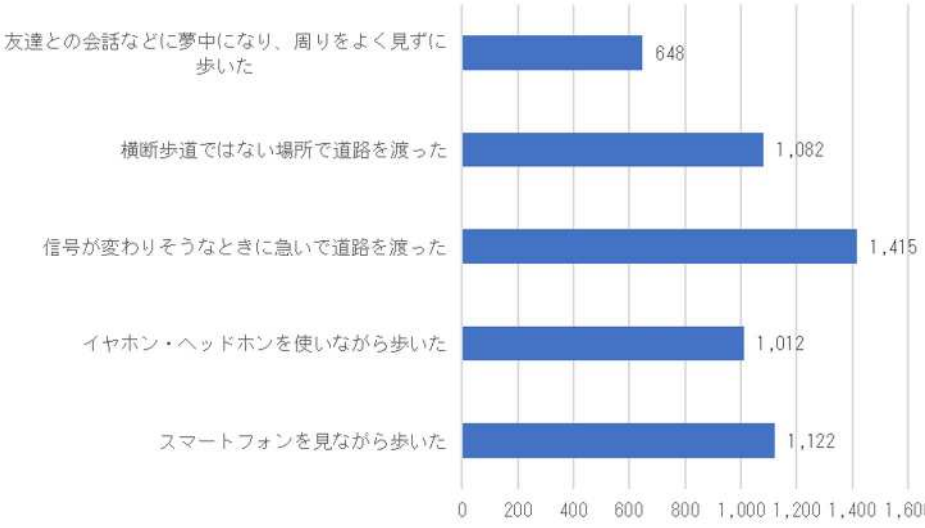
回答（抜粋・原文記載）

No	場所	内容
1	ユリノキ通りの「ジャンプ」と「ローソン春日部南四丁目店」の近くの交差点	歩行者用信号と車の信号時差がすごい
2	春日部市粕壁東３丁目 16 の交差点	視界不良
3	小貝宝石店前の交差点	カーブミラーがないため欲しい
4	国道 16 号	歩道に稲や草が生えてるから整備をしてほしい
5	粕壁小学校の近くのセキ薬品の隣の道の角。	カーブミラーをつけてほしい。
6	春日部中央公民館からドン・キホーテ春日部店までの道	交通ルールを守らない自転車や車が非常に多い
7	県道２号(国道 16 号近く)	歩道が狭い
8	春日部市谷原一丁目付近	道に街灯が少ない
9	一宮交差点	ガードレールが一部欠損している。
10	信号のない交差点	車停まってくれない

※回答数：163 人

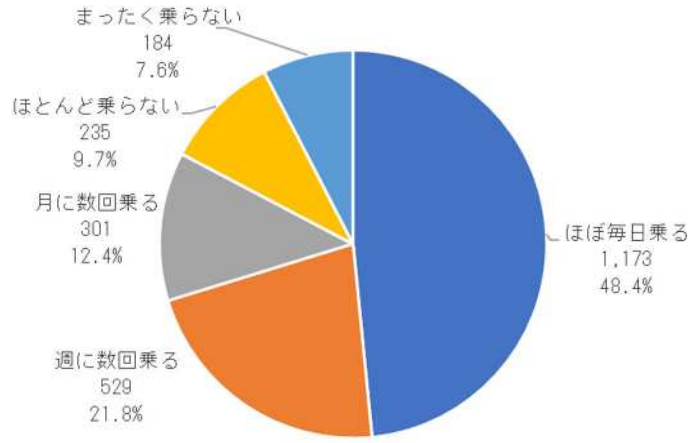
問６　歩いているときに、次のようなことをしたことがありますか。

※複数回答あり



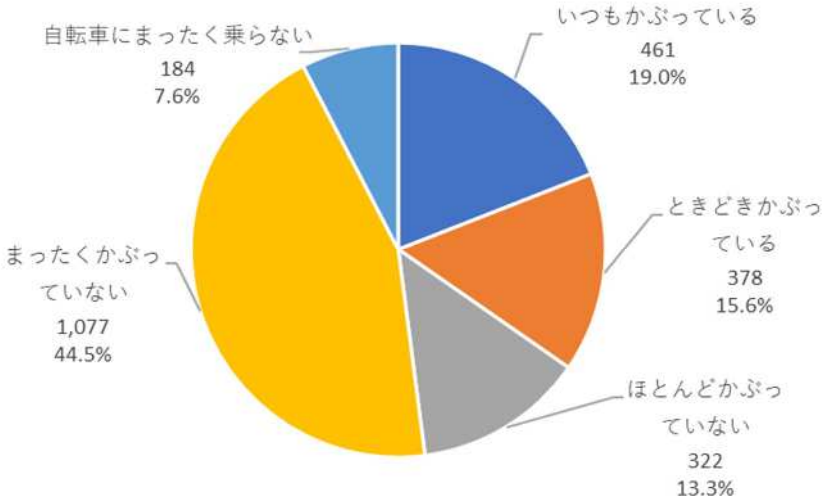
※回答数：2,073 人

問７　普段、自転車に乗りますか。



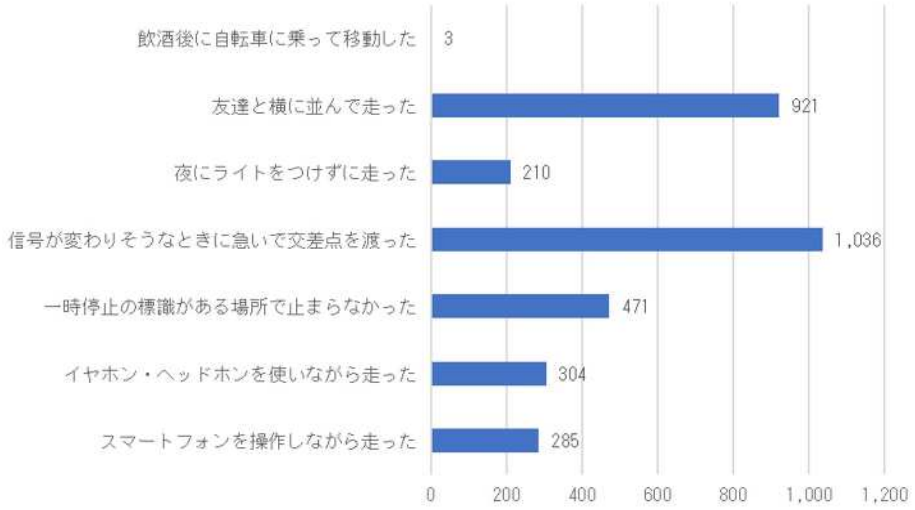
※回答数：2,422 人

問８　自転車に乗るとき、ヘルメットをかぶっていますか。



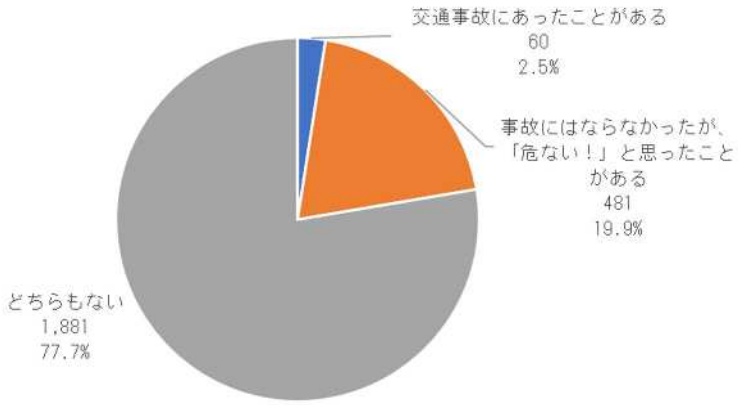
※回答数：2,422 人

問９　自転車に乗っているときに、次のようなことをしたことがありますか。※複数回答あり



※回答数：1,575 人

問 10　過去１年間に交通事故にあったり、事故になりそうで「危ない！」と思ったりしたことはありますか。



※回答数：2,422 人

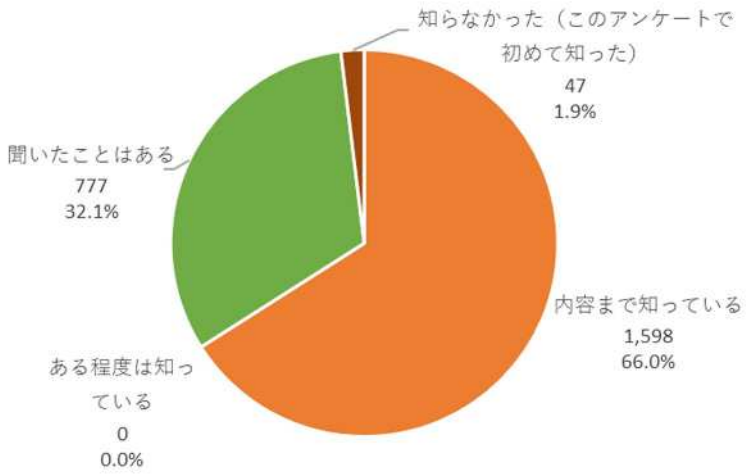
問 11　どのような状況だったか教えてください。

回答（抜粋・原文記載）

No	回答内容
1	横断歩道を自転車で渡っていた際に自動車に轢かれた
2	一時停止で止まらず自動車に轢かれた
3	車に乗っていたら、一時停止をしなかったバイクとぶつかった。
4	自転車で左側通行をしていた際に右側から自転車が急に飛び出してきた時に危ないと思った。
5	見通しの悪い交差点を運転していたら、止まれの標識がある側から車が飛び出してきて、接触しかけた。
6	車が一時停止を無視してぶつかりそうになった
7	曲がるランプを付けずに曲がってくる車がいて危うく轢かれるところだった
8	春日部駅の西口の大きい交差点のところを自転車で走ってたら、女の人が急に止まってぶつかりそうになった
9	前の車がスマホに夢中でこちらに気付かずにぶつかりそうになった。
10	小さな子どもたちが走りながら道路へ飛び出してきた

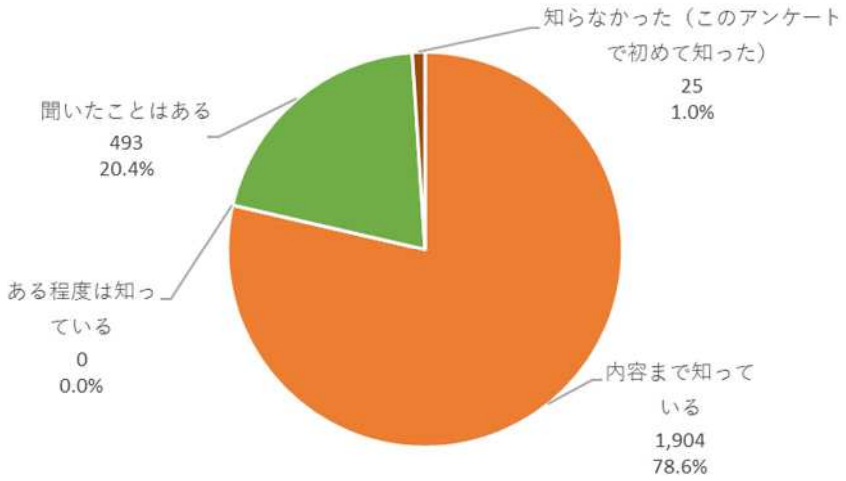
※回答数：541 人

問 12　自転車は原則として車道の左側を通ることを知っていますか。



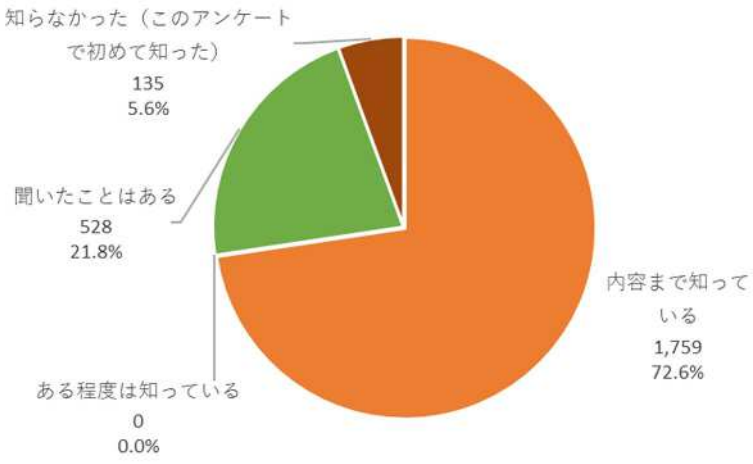
※回答数：2,422 人

問 13　自転車でスマートフォンを操作しながら走る「ながらスマホ」が禁止されていることを知っていますか。



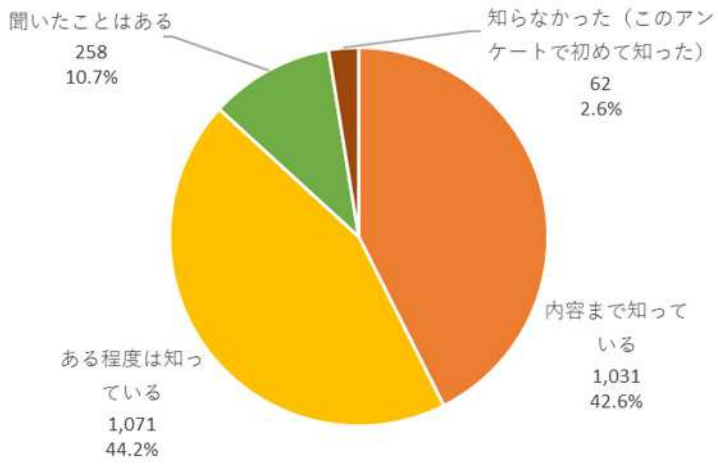
※回答数：2,422 人

問 14　自転車でも飲酒運転が禁止されていることを知っていますか。



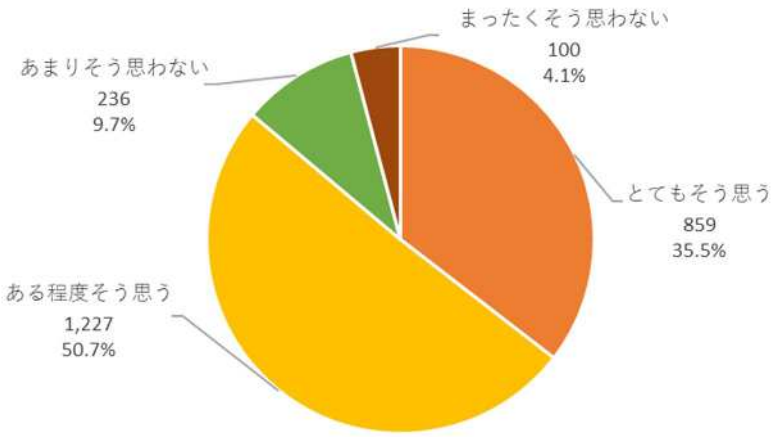
※回答数：2,422 人

問 15　「青切符（交通反則通告制度）」が始まったことを知っていますか。



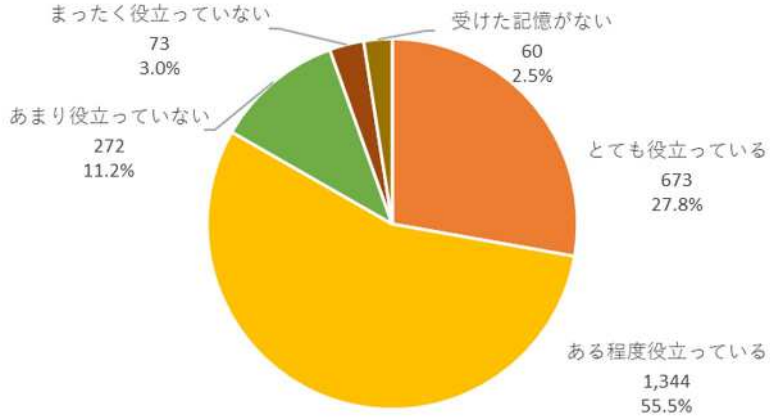
※回答数：2,422 人

問 16　自転車の「青切符」制度について知ることで、交通ルールを守ろうという気持ちは強くなると思いますか。



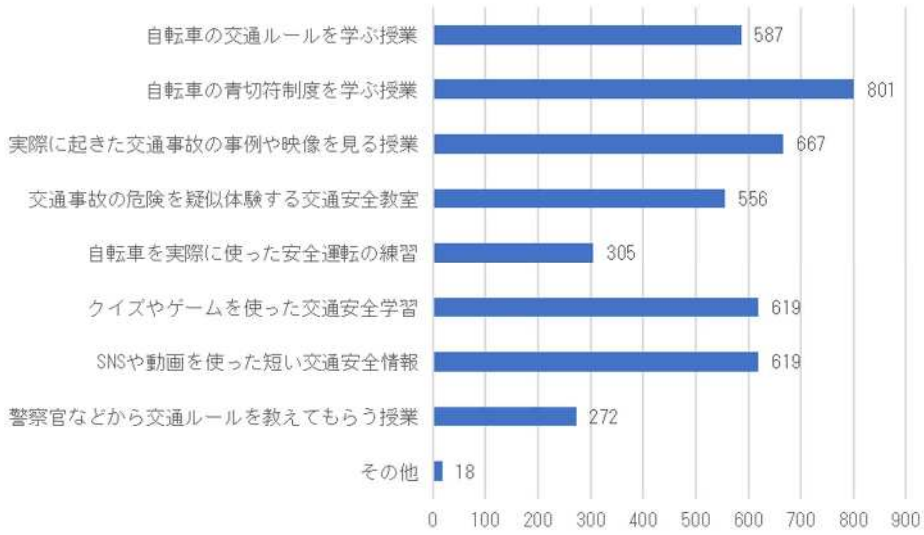
※回答数：2,422 人

問 17　学校などで受けた交通安全教室や交通安全についての話は、普段の生活に役立っていると思いますか。



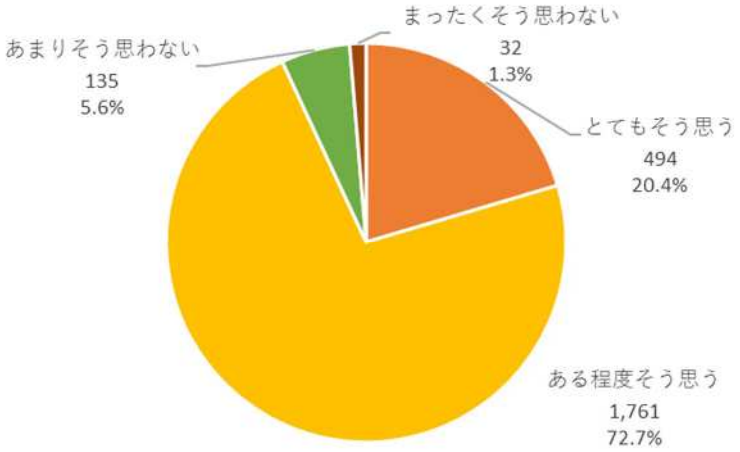
※回答数：2,422 人

問 18　どのような交通安全についての授業や取組があれば、参加したり、見たりしてみたいですか。※複数回答あり



※回答数：2,038 人

問 19　あなたは春日部市が「交通事故が少なく、安全に暮らせる街」だと思いますか。



※回答数：2,422 人

問 20　「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と回答した理由を教えてください。

回答（抜粋・原文記載）

No	回答内容
1	青切符の制度が始まったにも関わらず守らない人間がいるから。
2	車が止まってくれないし、速度落とさない
3	信号無視をしたと、とおったりしたらいけない道路を車が通っていたり、猛スピードを出している車がいるから。
4	交通事故は確かに少ないと感じるが、信号を無視している歩行者をよく見るため、いつ交通事故が起きてもおかしくはないと感じているから。
5	安全に暮らせる街ではあるが、交通事故が少ないとは思わないから。
6	去年の春日部市内での交通事故件数のうち、死亡者数は７人だとお聞きしました。埼玉県内での事故による死亡者数は 122 人だそうですので、全体のおよそ６％が春日部市内で起きていることになるからです。
7	特に高齢者などが横断歩道じゃないところを渡っている。
8	車が停車線で止まらない

※No８の停車線は、停止線と思われる

※回答数：167 人

問 21　あなたが交通事故にあわないため、市に特に力を入れてほしいことは何ですか。※複数回答あり・３つまで



※回答数：2,422 人

問 22　あなたが交通事故にあわないため、市に特に力を入れてほしいことは何ですか。

回答（抜粋・原文記載）

No	回答内容
1	大人の方が自転車で歩道を使う傾向があり、右側を使っている人が多い
2	消えかけている白線等を塗り直す
3	自動車の人は歩行者や自転車の人をしっかり見て慎重に運転させるようにしてほしいです。
4	細い道を減らしてほしい
5	自転車専用道路をしっかり整備した上で青切符をやってほしいものです
6	開かずの踏切の近くに歩道橋をつくってほしい

※回答数：21 人

第４章　第 11 次春日部市交通安全計画に基づく取組結果

１　取組と経過

これまで、警察や関係機関・団体等と連携し、街頭啓発活動や交通安全教室、市公式ＳＮＳを活用した情報発信、防災行政無線など多様な手法を用いて、交通安全のまちづくりを推進してきました。

また、街路灯や道路反射鏡の適正な維持管理、電柱幕の設置による注意喚起、区画線や路面標示の再塗布、放置自転車の撤去などを実施し、道路交通環境の整備に努めてきました。

さらに、市民からの要望があった信号機や交通規制については、適切に関係機関へ情報提供を行ってきました。

２　取組結果に対する考察

第 11 次春日部市交通安全計画では、毎年度、交通安全対策協議会において交通安全の現状と取組について意見交換を行い、各種施策を推進してきました。

また、警察をはじめとする関係団体と連携し、交通安全運動や交通事故防止運動を実施するとともに、積極的な広報・啓発活動を推進しました。

これらの取組により、令和７年の市内人身事故件数は 398 件（平成 27 年比 646 件減）、人身事故負傷者数は 473 人（平成 27 年比 824 人減）と大幅に減少しました。

一方で、令和７年の市内交通事故発生件数は 5,094 件（平成 27 年比 50 件増）と高止まりの傾向が見られます。また、人身事故による死者数は、令和元年に０人を記録したものの、それ以外の年は死者が発生しており、特に平成 29 年及び令和７年は直近 10 年間で最も多い７人の死者数となりました。

これらのことから、人身事故件数および負傷者数の減少には一定の成果があったと考えられますが、交通事故発生件数の高止まりや死亡事故の発生を踏まえ、今後も交通安全のまちづくりを一層推進していく必要があると考えます。

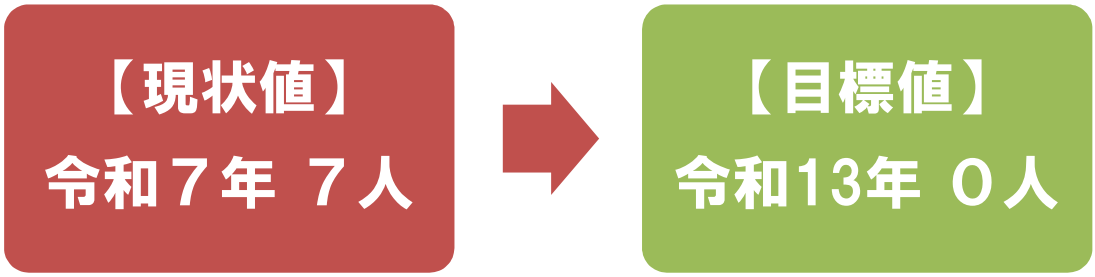
第５章　長期的な目標・これからの取組

１　長期的な目標

計画の目的である安心で安全な住みよい「交通事故のない春日部市」の実現のため、計画全体の長期的な数値目標を設定し、交通安全のまちづくりを推進します。

【市内の交通事故死者数】

令和 13 年の交通事故死者数０人を目標値とします。



【目標値の設定方法】

※第 12 次埼玉県交通安全計画の目標値を参考とする。

令和 12 年までに年間の交通事故死者数を 95 人以下とする。

埼　玉　県：7,368,547 人（住民基本台帳人口　令和８年１月１日）

春日部市：　228,610 人（住民基本台帳人口　令和８年１月１日）

○人口で案分すると交通事故死者数 2.9 人となるが、春日部市では交通事故死者数０人を目標値とする。

２　総合的な施策の大綱

「交通安全対策基本法」、「第 12 次交通安全基本計画」、「第 12 次埼玉県交通安全計画」、「第２次春日部市総合振興計画」及び交通安全情勢や市民意識調査等に基づき、本計画では、次の５項目について施策を展開します。

（１）道路交通環境の整備
（２）交通安全思想の普及徹底
（３）自転車の安全利用の推進
（４）救急・救助活動の充実
（５）被害者支援の充実と推進

３　施策体系


交通事故のない春日部市
（１）道路交通環境の整備
①交通安全施設を活用した交通安全環境整備の展開
（２）交通安全思想の普及徹底
①生涯にわたる交通安全教育の展開
②交通安全啓発活動の展開
③交通安全団体等の活動の展開
④交通指導取締り強化の展開
（３）自転車の安全利用の推進
①自転車利用環境の総合的整備の展開
（４）救急・救助体制の充実
①救急・救助体制の展開
②救急医療体制の展開
（５）被害者支援の充実と推進
①被害者支援体制の展開

４　推進施策

（１）道路交通環境の整備

①交通安全施設を活用した交通安全環境整備の展開

地域からの要望に応じた「交通安全施設」の整備を起点とし、安心・安全な「交通安全環境」を構築します。見通しの悪い交差点への道路反射鏡（カーブミラー）の設置や防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）の整備、交通安全の電柱幕等の設置など、要望箇所へのきめ細かな施設整備を推進します。

また、これらの局所的な対策を、ゾーン 30 プラスなどの適切な交通規制と連動させ、地域全体の交通環境を面的に整備し、人優先の誰もが安心して移動できる交通空間の実現を目指します。



【ラバーポールによるゾーン 30 プラス規制】

ア．生活道路における交通安全対策の推進

令和８年９月から生活道路の法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられたことから、法令遵守を徹底するために、広報啓発や交通安全施設の維持管理を実施します。

イ．通学路における交通安全対策の推進

通学路については、こどもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、歩道や防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）の交通安全施設の整備を推進します。

また、登下校時における交通の安全を確保するため、毎年、通学路安全総点検を実施し、道路・歩道等の整備及び区画線やグリーンベルトの塗布等を行い、横断歩道や信号機の設置などの交通規制を関係機関へ要望し、現地の状況に応じた交通安全対策を推進します。

さらに、交通指導員会やスクールガード・リーダーと連携し、各学校の実情に応じて交通指導員やスクールガード・リーダーを配置し、危険な交差点や横断歩道等で立哨活動を行い、こどもに対する見守り活動を実施します。

ウ．高齢者、障がい者の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者が安全に安心して参加・活動できる社会の実現に向け、視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるため、使用頻度の高い施設周辺の横断歩道上に突起体を設置する、エスコートゾーンの整備を推進します。

また、バリアフリー対応型信号機の整備や信号灯器の LED 化等を推進するよう関係機関に要望します。

さらに、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。特に、バリアフリー法で定められた特定道路等については、歩行空間のバリアフリー化を重点的かつ一体的に促進します。

エ．信号機の整備

道路の構造及び交通の実態等を勘案して、交通事故多発交差点、事故危険箇所等への信号機の設置や、既設の信号機の信号灯器の LED 化及び歩車分離式信号機の導入を関係機関に要望します。

また、地域等からの設置要望等については、適切に関係機関と情報共有します。

オ．地域の実情に応じた効果的な交通規制

地域の交通実態や地域住民等の意見等を踏まえたうえで、一時停

止や速度規制等の交通規制を関係機関に要望し、交通安全対策を図ります。

また、交通事故が多発する箇所や、道路交通環境の変化等により、交通規制が実態にそぐわない箇所について、交通規制の見直しを関係機関に要望します。

カ．道路照明灯の整備

地域の実情に応じた道路照明灯の整備を行い、夜間の視認性を確保し、交通事故の防止に寄与します。なお、住宅地などの生活道路には小型照明器具を、大きな交差点や幹線道路などには大型照明器具を、基準に合わせて設置します。

キ．道路反射鏡（カーブミラー）の整備

建物や壁などが原因で見通しの悪い交差点等の、自動車を直接目視確認することが困難な場所において、運転者の安全確認を補助することで、自動車の確認をしやすくし、交通事故の防止に寄与するため、基準に合わせて道路反射鏡（カーブミラー）を整備します。



【市が設置した道路反射鏡(カーブミラー)】

ク．路面標示の整備

夜間や悪天候時における道路の視認性を確保し、運転者への注意喚起と歩行者の安全な通行空間を形成するため、関係機関と連携して、路面標示（区画線・道路標示）の維持管理を推進します。

また、地域等からの設置要望等については、適切に関係機関と情

報共有します。

ケ．交通安全に関する電柱幕の整備

電柱に交通安全に関する幕（電柱幕）を設置し、歩行者や運転者に対して、交通安全に関する注意喚起や法令遵守の重要性を視覚的に伝え、安全運転や横断時の注意を促します。



【電柱幕による注意喚起】

コ．道路標識の整備

道路標識は、車両や歩行者に対して道路形態や状況を伝える基本的な交通安全施設であることから、多様な交通参加者に配慮し、わかりやすく見やすい表示を心掛けるとともに、標識の維持管理を実施します。

サ．総合的な駐車対策の推進

違法駐車は交通渋滞や交通事故の原因となり、安全で円滑な交通の妨げとなることから、関係機関と連携して違法駐車の排除に努めます。自動車の保管場所の確保促進に加え、広報活動や電柱幕の設置などによる啓発を強化し、運転者の交通マナー向上を図ります。

シ．道路占有及び道路使用の適正化

工作物の設置や工事などに伴う道路の使用・占有については、道路構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を最優先とし、道路使用者に対して適切な指導を行います。

また、道路使用の計画的かつ合理的な調整を推進し、交通への影響を最小限に抑えます。

さらに、道路交通を妨げる不法占用物件に対しては、関係機関と連携し、防止策の強化と排除を徹底することで、安全で快適な道路環境の維持に努めます。

ス．放置自転車防止対策

春日部市自転車放置防止条例に基づき、市内各駅周辺を自転車放置禁止区域として指定しつつ、関係団体と連携して指導及び啓発活動を推進します。また、自転車誘導整理員を配置し、適切な駐輪の促進と放置自転車の抑制に努めます。さらに、歩行者や車両の通行を妨げている放置自転車については、迅速な撤去を実施し、安全で快適な交通環境の確保に取り組みます。

セ．災害発生時における交通規制

災害が発生、または発生の恐れがある場合には、交通の混乱を最小限に抑え、緊急輸送車両の円滑な通行を確保するため、関係機関と連携して被災地への車両流入抑制などの交通規制を実施します。これらの対応を迅速かつ的確に行うため、春日部市地域防災計画に基づく体制整備を推進し、市民の安全確保と災害対応力の強化を図ります。

ソ．踏切保安設備の整備及び交通規制の要望

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、自動車や歩行者の通行状況、幅員、見通し距離、保安設備の整備状況などを総合的に勘案し、関係機関と連携して鉄道事業者に対し歩行者通行帯などの保安設備の整備を働きかけます。

また、道路の交通量や踏切の幅員、保安設備の状況を踏まえ、適切な交通規制を関係機関に要望します。

さらに、「春日部駅付近連続立体交差事業」を着実に推進すること

で、踏切事故の防止や交通渋滞の解消に寄与するとともに、安全で快適な地域交通環境の整備を図ります。

タ．公共交通機関の利用の促進

誰もが便利に鉄道やバスなどの公共交通機関を利用できるよう、公共交通の乗り継ぎ環境を整備し、多様な目的地へスムーズにアクセスできる体制を構築することで、利用促進を図ります。また、高齢者や運転免許返納者が安心して公共交通を利用できるよう、関係機関と連携し、移動のしやすさや利便性の向上に向けた環境整備を図ります。

チ．自転車駐車場及び仮設自転車置場の適正な維持管理

南桜井駅自転車駐車場や春日部駅中央第１・２自転車駐車場などの自転車駐車場等の適正な維持管理を推進し、自転車利用者の利便性向上と交通環境の整備を図ります。

また、利用状況を定期的に把握し、民業を圧迫しないように配慮しつつ、鉄道の高架下活用も視野に入れ、地域の利用状況に応じた規模や配置の適正化を図ります。

（２）交通安全思想の普及徹底

①生涯にわたる交通安全教育の展開

交通安全教育は、自他の生命尊重を基本理念とし、一人ひとりが交通社会の構成員としての責任を自覚することを促します。交通安全意識の向上と交通ルール・マナーの遵守を図り、相手の立場を尊重しながら地域の安全に寄与する人材の育成を目指します。

また、人優先の交通安全思想のもと、車両に比べて弱い立場にある歩行者等の安全を確保するため、思いやりの心を育成し、交通事故の被害者や加害者とならない意識の醸成を図ります。

これらを踏まえ、人の成長段階に応じた段階的かつ体系的な教育を推進し、生涯にわたって交通安全意識の向上と適正な交通マナーの定着を図ります。

ア．幼児に対する交通安全教育

身近な生活環境の中で交通ルールを理解し、進んで守り、行動できるよう習慣の醸成を図ります。

他者の安全に対して思いやりを持ち、それを具体的な行動として表せるような心の育みを醸成します。

幼稚園、保育所及び認定こども園では、家庭や地域との連携・協力を図りながら、日常の保育活動の多様な場面を活用し、計画的かつ継続的に交通安全教育を推進します。

また、家庭に対しては、交通安全教育における家庭の役割の重要性を認識することが必要なため、関係機関と連携して啓発活動を行い、交通安全意識の一層の高揚を図ります。

イ．小学生に対する交通安全教育

成長段階に応じた知識や判断力、性格、運動機能を踏まえ、安全に行動するための技能や知識の習得を行います。また、道路や交通の状況を理解し、危険を予測して回避し、安全に通行する意識と能力の向上を図ります。

交通安全教育では、「安全な歩行と横断」及び「自転車の安全な乗り方と点検」を重点的に指導し、交通マナーの向上に努めます。

また、こども自転車運転免許制度を関係機関と連携して実施し、自転車の安全な乗り方を指導し、交通安全に対する意識を高めること

で、将来にわたる長期的な交通事故防止に努めます。

さらに、日常生活における交通事故が自分にも起こりうることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動がとれるように交通安全教育の充実を図ります。

ウ．中学生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事項を中心に、自転車で安全に道路を通行するための技能と知識の十分な習得を図ります。

歩行者としての安全確保や自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用の徹底、正しい交通マナーについて指導するとともに、自己の安全だけでなく、他者の安全にも思いやりをもって配慮できる態度の育成を目指します。

さらに、日常生活における交通事故が自分にも起こりうることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動がとれるように交通安全教育の充実を図ります。



【中学生による啓発活動】

エ．高校生に対する交通安全教育

より高度な判断力や自立心の発達を踏まえ、交通ルールの遵守の徹底だけではなく、自らの行動が自分自身だけでなく他者の安全にも大きく影響することの意識の向上を図ります。

また、自転車、二輪車及び自動車の運転に加え、歩行者や公共交通機関の利用者としての安全意識を高めるとともに、事故防止のための危険予知能力や責任ある行動の習得にも努めます。

さらに、日常生活における交通事故が自分にも起こりうることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動がとれるように交通安全教育の充実を図ります。



【高校生による啓発活動】

オ．成人等に対する交通安全教育

職場や地域における交通安全講習や自動車教習を通じて、交通ルールの再確認と安全運転意識の向上を図ります。

職場では定期的な交通安全講習や事故防止研修を実施し、一人ひとりが交通事故のリスクを理解し、安全な運転行動を徹底できるよう指導します。

また、地域では交通安全団体の活動等を通じて、交通マナーの定着に努めるとともに、地域住民全体の交通安全意識の醸成を図ります。

カ．高齢者に対する交通安全教育

自己の身体機能や認知機能の変化を正しく理解することを重視し、関係機関と連携し、運転適性診断や運転支援機器の活用、実車運転体験などを通じて運転能力を評価し、個別の指導を行う教育を推進します。

また、道路での逆走や操作ミスによる事故を防止するため、高齢者が加害者となる可能性に配慮し、加齢に伴う身体や認知機能の低下を理解してもらうとともに、安全運転支援技術を体験できる機会の提供や、自主的な運転免許返納を促す啓発活動にも取り組みます。

さらに、交通安全団体の「交通安全母の会」による高齢者お達者訪問を通じて、高齢者に対する交通安全意識の向上に努めます。



【交通安全団体等と連携した啓発活動】

キ．障がい者に対する交通安全教育

交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、心身障害者通所支援施設等において、障害の種別や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を実施します。

ク．外国人に対する交通安全教育

外国人住民の増加に伴い、多言語対応が一層重要となっています。多様な文化背景を持つ外国人が安全に交通社会に参加できるよう、適切な交通安全教育の充実が求められています。

そのため、多言語で作成した交通ルールのチラシを活用し、交通安全の啓発を図るとともに、多文化共生の視点から多様なニーズに対応した交通安全教育を推進します。

②交通安全啓発活動の展開

交通安全啓発活動は、生涯にわたる交通安全教育の理念を踏まえ、一人ひとりが交通社会の責任ある構成員としての自覚を深めることを目的としています。地域住民をはじめ全ての交通参加者に対し、交通安全意識の継続的な向上と交通ルール・マナーの遵守を促進します。

そのため、広報かすかべ、市公式 SNS、市公式 HP、防災行政無線、

安心安全情報メール「かすかべ」などの多様な広報媒体を積極的に活用し、広範囲かつ効果的な情報発信を行います。また、街頭啓発活動や青色回転灯車を用いた周知活動など、直接的な呼びかけや注意喚起も行い、多角的な普及啓発を推進します。

これらの取り組みを通じて、年齢や環境に応じた段階的・継続的な啓発活動の充実を図り、誰もが安心して交通社会に参加できる環境づくりを目指します。

ア．交通安全運動の推進

交通安全意識の高揚と交通事故の総合的な防止を図るため、春・秋の全国交通安全運動や夏・冬の交通事故防止運動期間において、関係機関と連携し、積極的な広報・啓発活動を展開するとともに、地域の実情に即した効果的な啓発活動を推進します。

イ．シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果や正しい着用・使用方法について理解を深めるとともに、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関する広報啓発活動や指導を推進し、不適切な使用が致死率を大幅に高めることを強調し、安全確保に向けた正しい使用の重要性を啓発します。

ウ．飲酒運転の根絶

自動車等の飲酒運転の危険性や交通事故の実態を広く周知するため、交通安全教育や広報啓発活動を推進し、厳しい規範意識の確立を図ります。

また、飲酒の影響に関する正しい知識の普及に努めるとともに、令和６年11月施行の自転車の酒気帯び運転に対する罰則強化に関する広報も推進します。

エ．「ながらスマホ」対策の推進

自動車運転中の携帯電話使用等による死亡・重傷事故の社会問題を踏まえ、「ながらスマホ」の危険性や交通事故の実態について交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、令和８年４月から導入された交通反則通告制度や、令和６年

11月施行の自転車「ながらスマホ」罰則強化に関する啓発や基本的な交通ルールの理解促進にも取り組みます。

オ．夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時や夜間の交通事故防止のため、自動車や自転車の早めの前照灯点灯や適切なハイビーム使用を促進します。

歩行者や自転車利用者には明るく目立つ衣類や反射材、自発光式ライトの着用・普及を図ります。特に高齢者に対しては、積極的な広報活動で普及を推進します。

カ．危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）や飲酒運転などの危険運転につながる違反行為の根絶を目指し、広報啓発活動を推進します。被害時におけるドライブレコーダーの有用性や被害抑止効果についても、交通安全イベントや街頭啓発活動を通じて周知を図ります。

キ．歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機のない横断歩道での死亡事故の要因には、自動車の横断歩道手前での減速が不十分であることがあります。このため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や歩行者優先義務の再認識を促すため、交通安全教育の強化や交通指導・取締りの強化を関係機関に要請します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を利用することや信号機のある場所では信号に従うよう交通ルールの周知を図ります。

特に高齢歩行者は加齢による歩行速度の低下で横断に時間がかかり、交通事故の危険性が高まるため、高齢者向けの交通安全教育を推進するとともに、運転者には高齢者の特性に対する注意喚起を行います。

③交通安全団体等の活動の展開

交通安全意識の普及徹底を図る上で、大きな役割を果たしている交通安全団体、事業者及びボランティア団体等に対して、主体的な活動の促進と団体相互間の連携、協力体制等の強化を図るため、各種事業及び諸行事における資料提供をはじめ必要な指導・支援を行います。

また、市民に交通安全意識を一層浸透させるため、各団体がそれぞれの立場に応じた交通安全のための活動を積極的に行う交通安全活動の展開を図ります。

ア．交通指導員会の活動の充実

登校時の通学路の安全確保のため立哨指導を行いつつ、交通安全教室の実施やその他交通事故防止のために各種交通安全活動を通じて、交通安全思想の高揚を図る交通指導員会と連携し、より効果的な交通安全教育に取り組みます。

また、交通指導員の適正な定数管理と知識の習得機会の提供に努めます。

イ．交通安全母の会の活動の充実

高齢者に対する交通安全教育の「高齢者お達者訪問」や、大規模イベント時における交通遺児募金活動及び啓発活動等、交通安全母の会と連携し、交通事故防止活動の推進に積極的に取り組みます。

また、家庭や地域からの交通安全思想の普及に貢献するとともに交通事故のない明るく安心な地域づくりを目指すため、各関係機関・団体との連携を密にして効果的な活動を行うよう充実を図ります。

ウ．交通安全協会の活動の充実

地域における交通安全意識の向上と事故防止のため、広報啓発や地域安全活動等、交通安全協会と連携し、交通安全教育の推進に積極的に取り組みます。

また、関係機関との連携を強化し、交通安全対策の効果を高めるとともに、地域に密着した交通安全の推進基盤を強化します。

エ．安全運転管理者協会の活動の充実

事業所における安全運転の指導と交通事故防止活動の充実等、安全運転管理者協会と連携し、安全運転管理者の資質向上や適切な運転管理体制の確立を積極的に推進します。

また、関係機関との連携を深め、効果的な研修や啓発活動によって、運転者の安全意識向上に寄与します。これにより、事業所全体の安全運転の確保と交通事故発生件数の削減を目指します。

オ．交通安全対策協議会の活動の充実

交通の安全と円滑化、交通事故防止を目的とし、交通安全上の諸問題について各関係機関・団体が相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な対策を実施します。

カ．事業者による活動の充実

安全運転講習会の実施や安全運転管理者を通じた交通安全教育の推進にあたり、各関係機関・団体との連携を図り、これらの活動を積極的に支援します。

また、労働安全衛生や法令遵守を徹底し、安全運転管理体制の強化を促進することで、職場全体での交通安全意識の向上に貢献します。

キ．ボランティア団体による活動の充実

交通安全に貢献するボランティア団体や個人の活動を積極的に支援します。資料提供や研修の開催、情報共有の場の整備を通じて、活動の質と効果の向上を図ります。

④交通指導取締り強化の展開

交通事故防止に向けた、交通指導取締りを強化するため、危険運転や違反行為の早期発見・是正を目的に、効果的な取締りを関係機関に要請します。

これにより、違反抑止と交通マナー向上を図り、安全な交通環境の確保を目指します。

ア．交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故の実態を分析し、飲酒運転、無免許運転、速度超過、交差点違反、積載物超過、妨害運転、携帯電話使用など、悪質かつ危険な違反や市民から要望の多い迷惑違反に重点を置いた取締りを推進することを関係機関に要請します。

特に飲酒運転・無免許運転については、常習者の排除や容認者への捜査を徹底するよう要請し、根絶に向けた取り組みを強化します。

自転車違反（信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話使用、無灯火、二人乗り、傘さし、イヤホン使用等）に対しては指導警告カードを活用します。また、令和８年４月から導入された交通反則通告制度を周知します。

イ．暴走族対策の強化

学校等で青少年に対し、暴走行為に対する適切な指導を実施し、青少年育成団体と連携して健全育成を図ります。

暴走族や群衆が集まりやすい施設管理者には協力を求め、集団を誘発させない環境づくりを推進します。関係機関・団体の連携を強化し、暴走行為ができない道路交通環境をつくります。

（３）自転車の安全利用の推進

①自転車利用環境の総合的整備の展開

令和６年 11 月には、自転車の「ながらスマホ」に対する罰則が強化され、酒気帯び運転も罰則対象となりました。さらに、令和８年４月からは自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されました。これらの法改正を踏まえ、自転車の安全利用推進が一層重要となっています。

また、埼玉県では、令和３年４月から自転車保険の加入が義務化されており、これらの制度・規制について周知を徹底し、適切な保険加入と交通ルール遵守、危険行為防止の啓発活動を強力に推進していきます。また、自転車利用時のヘルメット着用の推進にも力を入れ、頭部外傷の軽減と事故被害の防止を図ります。

これらの制度や取組について周知を徹底し、安全で安心な自転車利用環境を整備し、交通事故の減少と快適な地域社会の実現を目指します。

ア．自転車安全利用に向けた交通ルールの周知

「自転車安全利用五則」（令和４年 11 月１日制定）を活用し、歩行者や他の車両に配慮した正しい自転車の乗り方の普及啓発を強化します。

また、夕方から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向を踏まえ、灯火の点灯徹底や側面への反射材装着を促進し、安全対策を強化します。



【交通安全キッズフェスタにて実施した自転車安全教室】

イ.「ながらスマホ」及び交通反則通告制度（青切符）周知の推進

令和６年 11 月施行の自転車「ながらスマホ」罰則強化や酒気帯び運転の罰則対象化及び令和８年４月から施行された交通反則通告制度（青切符）に関する広報について、関係機関と連携して周知に努めます。

ウ．自転車用ヘルメットの普及促進

ヘルメット着用による被害軽減効果の理解促進を目的に、キャンペーンや各種広報媒体を活用した効果的な周知を行います。

また、自転車乗車時の頭部保護の重要性を周知しつつ、ヘルメット着用の徹底を推進します。



【交通安全キッズフェスタで景品として当たったヘルメット】

エ．自転車保険義務化の普及促進

自転車利用者の安全確保と事故被害者の救済のため、自転車保険義務化の普及促進について周知し、安心して自転車を利用できる環境づくりを図ります。

（４）救急・救助体制の充実

①救急・救助体制の展開

交通事故発生時に、負傷者の救命を図り、被害を最小限に抑えるため、迅速・適切に対応できる救急・救助体制の整備を推進するとともに、救急救命士を含めた救急隊員の養成、技術向上及び救急・救助資機材の高度化により、救命率の向上を図ります。

ア．救急・救助体制の充実

複雑多様化する交通事故や多数の傷病者が発生する大規模災害時に、救出・救護活動を迅速・適切に実施するため、救急救助体制の整備・拡充を図ります。

また、高規格救急自動車・高度救命処置用資器材及び救助工作車・高度救助用資機材の整備を推進します。

イ．救急救命士、救助隊員の養成・教育訓練の充実

救急、救助現場における対応及び救命率の向上を図るため、救急救命士及び救助隊員を計画的に養成するとともに、知識・技術等の向上を目的とした専門的な教育訓練を実施します。

ウ．応急手当の普及・啓発活動の推進

事故現場に居合わせた市民による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、市民や事業所等を対象に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた救命講習会の開催を推進し、市民一人ひとりに応急手当の知識と技術の習得を図り、救命率の向上を図ります。

②救急医療体制の展開

傷病者の迅速かつ適切な収容を確保するため、救急医療機関と消防が緊密に連携し、質の高い救急医療体制の充実を図ります。

また、ドクターヘリやドクターカーを活用し、現場から医療機関への搬送中に救命医療を提供することで、交通事故などで負傷した傷病者の救命率向上を目指します。

ア．救急医療体制の充実

傷病者の迅速かつ適切な収容を確保するため、救急医療機関、消防の緊密な連携・協力関係を確保し、質の高い救急医療体制の充実を図ります。

イ．メディカルコントロール体制の推進

救急業務のさらなる高度化を推進するため、県及び地域メディカルコントロール協議会において、救急救命士への指示・指導・助言体制を確立し、事後検証体制の充実と救急活動の質の向上を図ります。

ウ．ドクターヘリ・ドクターカー等の活用

交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺症等を軽減するため、ドクターヘリ・ドクターカーの活用を図ります。

（５）被害者支援の充実と推進

①被害者支援体制の展開

交通事故の被害者およびその家族に対する支援体制を充実させ、心身の回復と生活再建を支援します。関係機関と連携し、包括的な支援を提供します。

また、被害者の状況に応じた情報提供を図り、被害者が必要な支援を受けやすい環境づくりに取り組みます。心理的支援や法的支援も含めた多面的なサポート体制の構築を推進します。

ア．交通事故相談の周知

交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に関する知識や情報が十分ではないことが少なくないことから、「埼玉県交通事故相談所」、「公益財団法人　交通事故紛争処理センター」及び「独立行政法人　自動車事故対策機構」等の交通事故相談機関の案内を行います。

また、危険運転等の犯罪行為に該当する場合は、「犯罪被害者支援総合的対応窓口」において、事例に応じた対応を行います。

さらに、相談機関について積極的な広報活動等によって周知を図ります。

イ．交通事故被害者への経済的支援

交通事故被害者における経済的支援として、「交通遺児援護金」、「交通遺児援護一時金」、「交通災害見舞金」、「災害見舞金」及び「犯罪被害者見舞金」などの事例に応じた経済的支援を図ります。

ウ．自転車損害賠償保険の普及促進

自転車は歩行者と衝突した場合、加害者となることがあり、近年では高額な賠償を求められるケースも増えています。こうした賠償責任の支払い原資を確保し、被害者救済を十分に図るため、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、損害賠償責任保険等への加入を促進します。

エ．街頭防犯カメラによる交通事故等の捜査への協力

交通事故等の早期解決のため、捜査機関からの街頭防犯カメラの画像提供依頼があった場合においては、速やかに提供し、早期解決に寄与します。

参考資料編

参考資料１

策定体制

１　春日部市交通安全対策会議

交通安全計画の策定にあたっては、「春日部市交通安全対策会議条例」に基づき、国、埼玉県警察及び埼玉県の関係行政機関の職員、部内の職員等で会議を組織し、意見を聴取しつつ、策定業務を進めていきます。

No.	職種	定数
1	国の関係地方行政の職員のうちから市長が委嘱する者	１人
2	埼玉県の部内の職員のうちから市長が委嘱する者	３人
3	埼玉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者	１人
4	部内の職員のうちから市長が指名する者	８人
5	教育委員会の教育長	－
6	消防本部の長	－

２　春日部市交通安全計画検討委員会

交通安全に関する施策を推進するための庁内組織において、交通安全情勢等を踏まえ施策を検討し、春日部市交通安全対策会議に諮る計画案を策定します。

No.	交通安全対策会議 （部長級以上）	交通安全計画 検討委員会 （次長・課長級）	委員任命理由
1	財務部長	① 財政課長	財政的な視点
2	総合政策部長	② 政策企画課長	総合的な視点
3	市民生活部長	③ くらしの安全課長	交通安全に関すること全般
4	福祉部長	④ 福祉総務課長 ⑤ 高齢者支援課長 ⑥ 障がい者支援課長	被害者支援の充実と推進（災害見舞金） 高齢者に対する交通安全教育 障がい者に対する交通安全教育
5	こども未来部長	⑦ こども育成課長 ⑧ 保育課長	こども・若者に対する交通安全教育 幼児に対する交通安全教育
6	建設部長	⑨ 道路管理課長 ⑩ 道路管理課 道路維持担当課長 ⑪ 道路建設課長	交通安全施設を活用した交通安全環境の整備
7	都市整備部長	⑫ 都市計画課長	公共交通機関の利用の促進
8	都市整備部 鉄道高架担当部長	⑬ 鉄道高架推進課長	踏切保安設備の整備（春日部駅付近連続立体交差事業の推進）
9	教育長	⑭ 学務課長 ⑮ 指導課長	通学路における交通安全対策の推進 小学生・中学生に対する交通安全教育
10	消防長	⑯ 警防課 救急救助担当課長	救急・救助体制の充実

参考資料２

春日部市交通安全対策会議条例

（設置）

第１条　交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第１項の規定に基づき、春日部市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　春日部市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（会長及び委員）

第３条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　国の関係地方行政の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）　埼玉県の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　埼玉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（４）　部内の職員のうちから市長が指名する者

（５）　教育委員会の教育長

（６）　消防本部の長

６　前項第１号、第２号、第３号及び第４号の委員の定数は、それぞれ１人、３人、１人及び８人とする。

７　委員は、非常勤とする。

（特別委員）

第４条　会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くこと

ができる。

２　特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

３　特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　特別委員は、非常勤とする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年10月１日から施行する。

参考資料３

春日部市交通安全対策会議会議運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、春日部市交通安全対策会議条例（平成１７年条例第１２１号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、春日部市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　対策会議の会議（以下「会議」という。）の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第３条　対策会議の会長（以下「会長」という。）は、効率的に会議を運営することに努めなければならない。

２　委員は、積極的に審議に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（欠席等の届出）

第４条　委員は、会議に出席できないとき、又は遅刻をするときは、あらかじめその旨を議長に届け出なければならない。

（議題の宣告）

第５条　会議に付する事案を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

（事案の説明及び質疑）

第６条　会議に付する事案は、事務局職員の説明を聞き、委員の質疑があるときは質疑の後、会議に諮るものとする。

２　議長は、簡易又は異議がない事案と認めるときは、前項の規定にかかわらず、説明及び質疑を省略することができる。

（発言の許可等）

第７条　委員の発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

２　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

（表決）

第８条　会議に付した事案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　表決の方法は、挙手によるものとし、議長は表決の結果をただちに宣告するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、議長は、事案について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。

（議事の継続）

第９条　延会、中止又は休憩のため事案の議事が中断された場合において、再びその事案が議題となったときは、前の議事を継続するものとする。

（事務局）

第１０条　対策会議の事務局は、春日部市市民生活部くらしの安全課とする。

（準用）

第１１条　会議の公開及び傍聴並びに会議録の作成に係る事項については、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱の例による。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、部長決裁のあった日から施行する。

（春日部市交通安全対策会議会議運営要領の廃止）

２　春日部市交通安全対策会議運営要領（令和３年８月１日制定）は、廃止する。

参考資料４

春日部市交通安全対策会議委員

	氏　　名	役　職　名	区　　分
会　　長	岩谷　一弘	春日部市長	
委嘱委員	鈴木　重勝	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所春日部国道出張所長	国の関係地方行政の職員のうちから市長が委嘱する者
委嘱委員	佐藤　和則	埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課長	埼玉県の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
委嘱委員	小川　裕嗣	埼玉県越谷県土整備事務所長	埼玉県の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
委嘱委員	石巻　敏幸	春日部警察署長	埼玉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
任命委員	川　村　明	春日部市総合政策部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	眞貝　基之	春日部市財務部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	篠原　直樹	春日部市市民生活部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	浜島　孝宏	春日部市福祉部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	森田　温美	春日部市こども未来部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	石塚　宏至	春日部市建設部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	波多野　康治	春日部市都市整備部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	中野　泰博	都市整備部鉄道高架担当部長	部内の職員のうちから市長が指名する者
任命委員	鎌 田　　亨	春日部市教育委員会教育長	教育委員会の教育長
任命委員	島 田　　力	春日部市消防長	消防本部の長

参考資料５

春日部市交通安全計画検討委員会要綱

（設置）
第１条　春日部市交通安全計画（以下「計画」という。）策定事務の適正かつ効率的な運営を図るため、春日部市交通安全計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 春日部市交通安全対策会議に提出する計画案の策定に関すること。
(2) その他委員会が必要と認めた事項
（組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。
２　委員長は、市民生活部次長をもって充てる。
３　副委員長は、政策課長をもって充てる。
４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見聴取等）
第６条　委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、市民生活部交通防犯課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、部長決裁のあった日から施行する。
（春日部市交通安全計画検討委員会要綱の廃止）
２　春日部市交通安全計画検討委員会要綱（平成２５年３月２５日制定）は、廃止する。

別表（第３条関係）

防災対策課長　財政課長　総務課長　生活支援課長　高齢者支援課長　障がい者支援課長　こども政策課長　保育課長　道路管理課長　道路建設課長　都市計画課長　鉄道高架整備課長　警防課救急救助担当課長　学務課長　指導課長

春日部市交通安全計画検討委員会要綱の一部を改正する要綱

春日部市交通安全計画検討委員会要綱（令和３年要綱第６５号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（組織） 第３条 ２　委員長は、**くらしの安全課長**をもって充てる。 ３　副委員長は、**政策企画課長**をもって充てる。 （庶務） 第７条　委員会の庶務は、市民生活部**くらしの安全課**において処理する。 別表（第３条関係） 財政課長　**福祉総務課長**　高齢者支援課長　障がい者支援課長　**こども育成課長**　保育課長　道路管理課長　**道路管理課道路維持担当課長**　道路建設課長　都市計画課長　**鉄道高架推進課長**　警防課救急救助担当課長　学務課長　指導課長	（組織） 第３条 ２　委員長は、**市民生活部次長**をもって充てる。 ３　副委員長は、**政策課長**をもって充てる。 （庶務） 第７条　委員会の庶務は、市民生活部**交通防犯課**において処理する。 別表（第３条関係） **防災対策課長**　財政課長　**総務課長　生活支援課長**　高齢者支援課長　障がい者支援課長　**こども政策課長**　保育課長　道路管理課長　道路建設課長　都市計画課長　**鉄道高架整備課長**　警防課救急救助担当課長　学務課長　指導課長

附　則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

参考資料６

春日部市交通安全計画検討委員会委員

役職	氏　　名	所　　属
委員長	古郡　真二	くらしの安全課長
副委員長	渡邉　賢秀	政策企画課長
委　員	大井　和人	財政課長
委　員	高橋　浩一	福祉総務課長
委　員	砂田　清志	高齢者支援課長
委　員	染谷　　学	障がい者支援課長
委　員	冨賀　健一	こども育成課長
委　員	長﨑　能徳	保育課長
委　員	杉浦　康彦	道路管理課長
委　員	斉藤 俊太郎	道路管理課道路維持担当課長
委　員	武内　稔尚	道路建設課長
委　員	金子　秀樹	都市計画課長
委　員	山野辺　恵	鉄道高架推進課長
委　員	鶴見　和弘	指導課長
委　員	森田　　誠	学務課長
委　員	林　　一暁	警防課救急救助担当課長

参考資料７

８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
委員推薦依頼 こども・若者意見聴取	委員回答 委員委嘱 市議会策定予定報告	検討委員会 （第１回）	対策会議 （第１回）	市民意見提出 （パブリックコメント） 市議会市民意見提出報告	検討委員会 （第２回）	対策会議 （第２回）	計画策定 市議会策定報告